

# フランスにおける単一公用語主義の憲法原理と 地域言語の憲法的保障の研究\* (1)

高 橋 基 樹

〔目次〕

はじめに

第1章 フランスにおける単一公用語主義と国民国家形成

第1節 内乱解決のための原フランス語の誕生とその確立

第2節 フランス革命期におけるフランス語の浸透とその後の国民形成との  
関わり

第3節 法律による単一公用語主義の採用継続と地域言語の容認

第2章 憲法上の公用語規定の創設

第1節 公用語規定の創設背景およびその目的

第2節 公用語規定具体化法律（トゥボン法）の制定

第3節 トゥボン法一部違憲判決

第3章 欧州地域少数言語憲章に関する憲法院判決

第1節 欧州地域少数言語憲章の成立背景およびその規定内容

第2節 欧州地域少数言語憲章違憲判決

第3節 憲法院判決の再解釈の可能性

第4章 国内における単一公用語主義の緩和

---

\* 本稿は、平成25年3月に学位授与された博士論文（成城大学甲23号）を掲載用に加筆・修正したものである。そのため誌面の関係で、脚注も必要最小限なものに留めている。

- 第1節 各地域の言語運動の萌芽
- 第2節 教育領域における単一公用語主義の緩和と法制化
- 第3節 放送メディア領域における単一公用語主義の緩和と法制化
- 第4節 公私二分論の新たな解釈 (以上、本号)

第5章 地域言語に言及する憲法条項の新設

第6章 地域言語条項の秘めた可能性とその限界

第7章 単一公用語主義の憲法原理と地域言語の憲法的保障の両立  
おわりに

## はじめに—本稿の目的と構成—

フランスは、フランス革命を通して個人の属性を一切捨象し、抽象的な個人を公的領域で想定することによって、均質な市民像を描き出し、この市民が国家権力を抑制して自らの自由や権利を保障することを目指す近代立憲主義を成立させた。なぜなら諸個人の持つ属性が、アンシャン・レジームの身分制社会による階層分化に基づいて、様々な混乱を生じさせたからである。こうした過去を反省し、それを是正することを目的としたフランス革命を経て、諸個人の持つ属性は私的領域に閉じ込められたとフランスでは捉える。そこでフランスは、このフランス革命の理念を体現するための手段として、1992年の憲法改正で挿入した第2条第1項の公用語規定で「共和国の言語はフランス語である」と規定し、言語的属性の表出を私的領域に閉じ込める単一公用語主義<sup>1)</sup>を採用している。

しかしこうした単一公用語主義を採用するフランスにおいても、やはり言語問題は生じている。まず、フランス国内に土着している地域言語<sup>2)</sup>をどう捉えるべきかという内側から生じる言語問題が生じている。さらに、グローバル化に伴ってフランス国内への移民は増加しているため<sup>3)</sup>、彼ら／彼女ら移民の用いる言語がフランス国内でどのように扱われるべきであるのかといった外側

から輸入される言語問題も顕在化しているのである。こうした言語問題を受けて、単一公用語主義を採用するフランスで「言語権」<sup>4)</sup>のような権利が受け入れられるのか、それとも異なる方法で公用語以外の言語の憲法保障が可能であるのかを本稿で分析する。

フランスの内側から生じる言語問題は、フランス国家がアカデミー・フランセーズ (Académie française) を発足させた15世紀半ばより、フランス語の体系化・規範化の邪魔になる言語として地域言語自体を蔑みながら、公用語としてのフランス語の形成と普及を行ってきたために生まれたものである。その後、特にフランス革命期においては、徹底したアンシャン・レژیームからの体制転換が行われ、新たな共和国の象徴としてのフランス語の使用が国民に強要されることとなった。その結果、地域言語の使用はさらに疎まれることとなり、その話者たちは抑圧されることになった。こうした近代化の過程で生じた公用語使用の強制に対する地域言語話者の復興運動は長い間影を潜めていた。だが20世紀になってようやく、1968年の5月革命を契機とした新しい生活意識の芽生えが背景となり、ブルトン語、アルザス語、フランク語、フラマン語、バスク語、カタラン語、コルシカ語、オクシタン語といったフランス国内の地域言語の話者による復興運動が活性化し<sup>5)</sup>、この長い沈黙は破られることとなった。しかしこの運動は、その具体的結果をもたらすことはできなかったため、地域言語問題は常に燻ぶり続けることになった。それどころか1992年の公用語規定の憲法挿入の結果、思いがけず地域言語が抑圧されることとなったのである。そのためこうした地域言語問題に対しては、2008年に憲法を改正して憲法史上はじめて地域言語に言及する地域言語条項を挿入し、これによる対応を試みたのである。

以上のようにフランスは、言語に関する憲法改正を二度行い、一度目は単一公用語主義を明文で採用し、二度目はその緩和化を行ったものと解することができる。こうしたフランスの単一公用語主義の変容は、フランス憲法上の憲法原理とされてきた不可分の共和国、人民の単一性、法律の前の平等との関係でいかなる意義を有するのであろうか<sup>6)</sup>。本稿の分析は、おそらく我々をして、フランス共和制の憲法原理を再認識させることとなり、それと単一公用語主義

の結び付きが明らかになるであろう。従来この共和制の憲法原理は、集団主義的側面を有していたアンシャン・レジームの反省を踏まえて、フランス市民革命が個人人の自由を基礎とした個人主義を確立して共和制国家を誕生させたことを受け、そうした諸個人を国家と結び付け、彼らの連帯を強調し、国家としてのまとまりを維持しようとする特徴を有していると考えられてきた<sup>7)</sup>。しかし現代における単一公用語主義の変容に鑑みると、このフランスの憲法原理についての捉え方にも変化が起こっていると考えられうる。そこでこの憲法原理についての本稿の分析は、個人のアイデンティティ追求という現代的な問題と、国家の一体性の維持という近代以来の問題をいかに調和するかという課題の解決の道筋を示唆してくれるであろう。

他方フランスは、外側から輸入される移民の言語問題について、フランス国籍志願者に「同化 (assimilation)」の意思を選択させるという伝統を有しているため、移民に強制的にフランス語の使用を選択させるという解決手段を採用している<sup>8)</sup>。そこで本稿ではこうした移民の言語保障を検討しない。本稿で主題とするのは、フランスの歴史と深く関わる、国内に根付いてきたはずの地域言語をフランスはいかに理解し、そして将来的にはどのようにそれらの使用および促進を行うべきかを検討することにある。

ところで、諸個人の自由の側面を強調し、個人が選択する言語、もしくはその個人が所属するコミュニティで用いられている言語を公の領域でも使用することを認めることで、国内に存在する多様なアイデンティティを考慮し、これを公用語政策の上で反映しようとする国家も存在する。すなわち、公用語をひとつに限定せず、複数の言語の使用が憲法上の権利として認められる多元公用語主義<sup>9)</sup>を選択したイタリアやスペイン、ベルギーといった国家、多文化主義を選択したカナダといった国家である。しかし本稿においては、こうした多元公用語主義の諸国家ではなく単一公用語主義を採用するフランスをあえて取り上げて研究を行う。なぜならフランスは、民主主義国家としてのまとまりを維持するために社会契約<sup>10)</sup>の論理に個人が徹底して則ることで単一の公用語使用を受け入れ、国家としての一体性を保持していくことを他国よりも重要視する側面を有する国家でもあるからである。そうしたフランスでも、言語に基

づく個人のアイデンティティを取り込もうとしていることこそ、現代民主主義国家としての一つの方向性が見出されるであろう<sup>11)</sup>。

これに対して日本は、言語や文化、民族に関して単一国家であると信じられてきた<sup>12)</sup> ため、これまで言語問題が顕在化することがなかった。しかし、日本もフランスと同じように、アイヌ語や沖縄方言<sup>13)</sup> といった地域言語を国内に内包している。つまり、これまであまり意識されてこなかった方言話者のアイデンティティなど単一国家の幻想を打ち砕きかねないような様々な問題がその中に孕まれているのである<sup>14)</sup>。こうした問題解決の際に、今後選択すべき方向性に対する示唆がフランスの議論から得られるであろう。そしてフランス式の近代立憲主義の基礎となっている社会契約の論理に基づいて、個人と国家としての一体性を保持していく選択こそが日本に最適であると考えられる。なぜなら日本の神話的単一国家観は、近代立憲主義を成立させるための革命を経ずに誕生したものであって、フランスのように社会契約の論理に基づくものではないからである。だからこそ、社会契約思想に基づいた国民主権と単一国家の結び付きの重要性を認め、フランスの憲法原理の意義を明確にし、これと単一公用語主義の結び付きについて検討して明らかにし、それを参照することで、個人と国家の結合に対する意識の薄い日本において両者間の民主的一体性の確保をどのように構築するかを研究課題とするものである。

本稿は、多文化主義や多言語主義の主張がなされている現代において、「不可分の共和国」、「人民の単一性」、「法律の前の平等」の憲法原理を基礎として単一公用語主義を採用するフランスに着目し、この憲法原理の中核的な意義について憲法学的見地から検討するものである。その際、単一公用語主義の採用に至るまでの歴史的展開を確認した上で、憲法上の規定として掲げられた公用語規定について分析する。その上で、この公用語規定に基づく単一公用語主義の一つの解釈であると理解しうる憲法改正や、これに基づく新たな立法措置等の諸事情を分析し、共和制という憲法原理の中核的な意義と単一公用語主義との関係性を明らかにする。本稿の分析の結果、共和制の憲法原理と地域言語に基づく個人のアイデンティティ追求の両立が可能であることが明らかになるであろう。憲法学的観点から新たに見出されるフランス共和制の憲法原理と、地

域言語をも保障しうる現代的な単一公用語主義の結び付きは、日本においても、あまつさえ世界中で生じうる、国民国家の枠内における現代的な問題の解決の一手段を示唆するであろう。

本稿の構成としては、まず、これまでフランスが採用してきた単一公用語主義の意義を歴史的側面から分析し明らかにすることを試みる（第1章）。この分析により、フランスにおける単一公用語主義がいかなる状況から誕生してきたのかを、また現代におけるその基礎となっているものを、歴史的な側面から明らかにする。続いてフランスの単一公用語主義の意義を理論的側面から分析し、明らかにすることを試みる。その際、第一に、憲法第2条第1項の公用語規定の意義について、その憲法挿入の目的と具体化法律に関する憲法院判決を題材に、先行研究を基にして分析する（第2章）。なぜならこの公用語規定こそが、現在の単一公用語主義の基礎となっているからである。加えて、フランスの憲法院が、公用語規定は欧州地域少数言語憲章に対立すると解釈した憲法原理についても分析する（第3章）。この公用語規定をめぐる憲法原理の分析から憲法院は、フランスが同憲章を批准できないようにするための目的を持って、公私二分論という法理を用いた判決を下していることが明らかになるであろう。しかし、憲法院が解釈した、この公私二分論の法理と単一公用語主義の結合が必然的なものかどうかについての疑問も同時に明らかになるであろう。そこで、フランスにおける教育・放送メディア領域における単一公用語主義の緩和状況を指摘する（第4章）。ここから単一公用語主義の貫徹される公的領域の定義付けが曖昧で不明確であることが明らかになり、これまでの先行研究では捉えきれない、公用語の使用が強制される必要のない公的領域が存在するという、新たな知見が見出されよう。そして、こうした公私二分論と単一公用語主義の矛盾した状況を整理するために、2008年の憲法改正によって地域言語条項が憲法挿入されたと考えられる。そのため続けて、この条項の憲法挿入の審議過程の議論と、この条項を題材とした「合憲性優先問題（*Question prioritaires de Constitutionnalité*）」に関する憲法院判決を題材にして、地域言語条項の法的な意義を探る（第5章）。そのうえでフランスにおける単一公用語主義の緩和とその限界を明らかにすることを試みる。以上第1章から第5章まで

の分析から、フランス共和制の憲法原理が要請する単一公用語主義と地域言語の保障とは、一定程度両立しようと結論付けられるであろう。そこで次に、どの範囲まで地域言語保障が可能であるかを明確にするため、2008年憲法改正によって挿入された地域言語条項のより積極的な法的意義を探る(第6章)。この分析からも、憲法院が判示したことで、暗黙の了解とされてきた公私二分論に基づく公用語と地域言語の使用領域を区分する考え方が、単一公用語主義とは必然的に結び付かないことが明らかになるであろう。そして、現在のフランスが採用する単一公用語主義は、新たな公私二分論に基づいたものであることが指摘できるであろう。すなわちこれは、中核的な公的領域と周縁的な公的領域とに公的領域を細分化し、周縁的な公的領域における地域言語の使用を可能にする公私二分論である。そして、こうした公的領域を細分化して地域言語の保障を試みる単一公用語主義の「修正」が、共和国の憲法原理と親和的であることを立証する(第7章)。その結果、このようなフランスにおける単一公用語主義の憲法原理と地域言語の憲法保障は矛盾しないことが明らかになるであろう。さらに、比較法の分析を通じて、この両立を可能とする共和制の国家モデルこそが、現代において普遍的な魅力を持っていることもここで明らかになるであろう。以上の分析を踏まえて最後に、日本における言語問題の解決方法と、国民と国家との間の民主的一体性の確保の方法について、この魅力的な共和制の国家モデルを参考にして検討することになる。

1) 本稿では、国家が一種類の言語を公用語と規定し、公的領域ではその公用語のみの使用を国民に強制することを「単一公用語主義」と定義する。

2) フランスの領土内には1999年時点で、75の地域言語が存在していることが確認されており(セルキリーニの言語リスト「フランスの諸言語 (Les langues de la France)」

出典：[http://www.dglf.culture.gouv.fr/lang-reg/rapport\\_cerquiglini/langues-france.html](http://www.dglf.culture.gouv.fr/lang-reg/rapport_cerquiglini/langues-france.html) (2013.9.20閲覧) 参照)、2008年時点では400,000人を超える地域言語話者(人口比率にして、およそ0.7%)が存在することも確認されているクリスティーン・アルバネル(Christine Albanel)文化通信相が、2008年の元老院の憲法・法律・普通選挙・命令・一般行政に関する委員会で、フランス国内に地域言語話者数が400,000人超存在していると発言した。Sénat Rapport n°387 de M.Jean-Jacques Hyst, déposé le 11 juin 2008.

出典：<http://www.senat.fr/rap/107-387/107-387.html> (2013.9.20閲覧) 参照。

こうした現在のフランスの地域言語状況については、糠塚康江「『一にして不可分の共

和国』と多言語主義」中村睦男、高橋和之、辻村みよ子（編）『欧州統合とフランス憲法の変容』（有斐閣、2003年）170頁も参照した。

- 3) もっともフランスの全人口に対し移民はその7.4%ほどにすぎず、近年においては移民の流入も減ってきているが、フランスは国籍について出生地主義を採っているため、帰化等を要因として、統計上の数値にその増加現象は表れない。しかし移民排斥を唱える極右政党「国民戦線（Front National）」の勢力が伸長していること、また一定の不法滞在者に臨時の滞在許可を与えて救済するかわりに、不法移民を厳しく取り締まることを目的とした、1993年の移民規制法（通称パスクワ法）および1997年の移民規制強化法（通称ドゥブレ法）が成立しているという事実は、数値上に表れないフランス国内の移民増加の問題を示唆している。三浦信孝『現代フランスを読む 共和国・多文化主義・クレオール』（大修館書店、2002年）74-85頁参照。
- 4) 「言語権」とは、母語に対するアイデンティティの保持という人格的価値の保護としての倫理的権利であることを基底にしており、決して「政策」によって保護されるものではない。それは、自分がひとたび身に付けたあるいは現に用いている言語が意に反して奪われぬ、もしくは、その使用が制限されたり、他の言語への乗り換えが強要されてはならないという意味で、前国家的な性質をもつ「権利」である。そのため、公教育、裁判、行政サービスといった公権力との関係で、自身が用いた言語の使用を原因として差別されないことに加えて、その使用機会を国家に求める、すなわち国家への作爲請求を可能とする社会権的性格も有する。また「言語権」の主体は、民族やエスニシティなどの「アイデンティティ集団」の固有性の維持に関連するため、個人であると同時に集団であると位置づけられるため、「言語権」は集団的権利の性格も有する。渋谷謙次郎、小嶋勇（編著）『言語権の理論と実践』（三元社、2007年）31-93頁参照。
- 5) アンリ・ジオルダン（編）、原聖（訳）『虐げられた言語の復権 フランスにおける少数言語の教育運動』（批評社、1987年）、A.トゥレーヌ、F.デュベ、Z.エゲデュ、M.ヴィエヴィオルカ（共著）、宮島喬（訳）『現代国家と地域闘争 フランスとオクシタニー』（神泉社、1984年）参照。
- 6) これに関し、詳細は後述する1999年6月15日の欧州地域少数言語憲章批准に関する憲法院判決で、「不可分の共和国」、「人民の単一性」、「法律の前の平等」を憲法原理として承認している。Décision n°99-412 DC du 15 juin 1999, J.O. du 18 juin 1999, p.8964 et s.
- 7) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、1994年）33頁以下等参照。
- 8) ここでいう「同化（assimilation）」とは、様々な文化や言語の存在を排除し、一定の文化や言語のみの存在に統一することを意味する。そのためフランスへの移民には、必ずフランスの「国民共同体の単一性（unité）」に同調し、自身の文化や言語をフランス文化や言語に統一することが求められる。Anne Fornerod, « La langue française en droit de la nationalité et en droit des étrangers », R.F.D.A., n°6 2008, pp. 1097-1109.
- 9) 本稿における多元公用語主義は、各国家がすべての文化・言語を承認し、かつそれを促進すべきことまでを求める多文化主義と結び付いて理解される多言語主義とは異なる意味で用いられる。詳細は第7章で分析するが、イタリアやスペイン、ベルギーといった複数の言語を公用語として承認した国家も、移民の言語のまで保障するのではなく、各国家に歴史的に存在しつづけている言語のみを公用語として保障しているに留まる。三浦信孝（編）『多言語主義とは何か』（藤原出版、1997年）11-16頁参照。
- 10) 絶対君主制や身分特権を擁護する封建社会を形成していたアンシャン・レジームを



打破するには、中間団体の一掃が必要であり、革命を通じて属性を捨棄した個人を創出した。しかしこうした個人の自由や権利を平等に保障するためには、「共同の力のすべてをあげて守り保護するような、統合の一形式を見出すこと」が必要である。なぜなら個人の自由や権利といった概念は、他者との関係を前提にするからである。そのため個人は、この統合形式である共同体と社会契約を結び、主権者としての国家を成立させ、国家に自己をすべて譲渡することによって、すべての個人にとって自由や権利が保障される条件を等しくする。そのため個人の集合体である国家は、個々人の意思を超えた一般意志を有し、個人はこの一般意志の指導の下におかれる。ルソー(著)、桑原武夫、前川貞次郎(訳)『社会契約論』(岩波文庫、1954年) 28-32頁参照。

- 11) しかしフランスの憲法原理は、ムスリム共同体への帰属を示すスカーフの着用を認めず、「厳格な公私二分と抽象的個人から構成される『共和国』を前提とした伝統的『フランス共和主義』」の普遍性に固執する側面も有する。この代表例が、公共空間における宗教的帰属を表わす衣服の着用を禁じた2004年9月2日施行の「スカーフ禁止法」と、同法をさらに厳格に規定した2011年4月11日に施行された「ブルカ禁止法」である。ブルカ禁止法第1条は、「何人も公共空間においては、顔を隠すための衣服を着用することはできない」と規定され、また同法第2条第1項は「公共空間とは、公道ならびに公衆に開かれた場所または公役務のために使用される場所をいう」と定義する。すなわちブルカ禁止法は、イスラム文化圏で着用される衣服全般を公立の学校内だけでなく、自動車の運転の際に着用することも禁止するという点で、普遍性を有する国家との一体性の確保を求めがゆえに、より個人のアイデンティティを抑圧する。このブルカ禁止法につき憲法院は、2010年10月7日に、「『公共空間において顔を隠す』という行為は、『公共の安全』および『社会生活に関して最小限要求されること』を侵害し、また自発的なものであったとしても『自由および平等に関する憲法原理に反する』」として合憲の判断を下した。このことからフランスの憲法原理は「文化的に異質な者を排除すること」を意味している。だがフランスの憲法原理がこうした外部からの異質性を受け入れずに排除しかしないという危険性をたとえ包含するものであるとしても、誰もが国民として公の決定事項に平等に携わることを可能にする国民主権を確保するフランスの憲法原理の意義を否定的に評価することはできないというのが著者の理解である。またこうしたイスラム・スカーフ問題は元々フランス国内に存在していたものではなく、むしろ流入してきた外部的な宗教によってもたらされた問題であるとの認識からこの分析について本稿では取り上げない。本稿で取り上げる問題は、内部的異質性の受容の問題である。
- 中島宏「フランスにおける『ブルカ禁止法』と『共和国の課題』」『憲法問題』23号(2012年) 24-35頁参照。

- 12) 日本は、第二次世界大戦中、朝鮮や台湾を同化し、帝国の膨張に歩調を合わせて異民族との共存を論じてきた。しかし、敗戦によってこうした同化論が崩壊し、日本が戦時中に多民族帝国になったこと自体が過ちであったと考える者まで登場するようになった。そこで、戦前の軍事的な多民族帝国に代わって、単一民族の平和国家を主張する論者が台頭した。平穏な島国という日本の自画像は、戦争につかれた人びとの心をとらえる力を持っていた。そのため、特に戦後、「日本国家は同一の言語・文化をもつ日本民族のみから成立している」という国家の現状認識と、「日本列島には太古から、単一純粋な血統をもつ日本民族だけが生活してきた」という民族の歴史認識からなる単一民族神話は現在の日本に定着している。しかし、戦前戦後を生きた政治学者の神

島二郎は、「戦前の日本では、大和民族は雑種民族であって、混合民族だと誰でも言っていた」と述べている。すなわち日本の単一民族説は、まったくもって根拠のないものであるが、現在においてもこの指摘はほとんど無視されてきている。小熊英二『単一民族神話の起源 —〈日本人〉の自画像の系譜』（新曜社、1995年）6-9・339-361頁参照。

- 13) 「方言」とは主要な言語（日本であれば日本語）の変種であり、その派生的言語であると捉えられる。琉球方言はあくまで日本語の一種であると捉えられているが、日本語標準語に合わせず、妥協しないできちんとそれが話されると標準語使用の日本人には理解が困難である。このように標準語を中心とした言語像からかけ離れ、理解が困難になるにつれて、方言はもはや方言ではなくて別の言語の一種となりうる。この意味で琉球方言は琉球語と捉えられる側面も有している。しかしこの琉球のことは「方言」か、それとも独立「言語」の一種であるか、この区別はそのことばの話し手の置かれた政治状況と願望とによって決定されるものであるため、ある人にとっては琉球方言を琉球語と捉えることが歓迎され、又ある人にとっては日本との分離の画策に加担するものであるからそれを琉球語と呼ぶべきではないと批判されうる。田中克彦『ことばと国家』（岩波新書、1981年）8-19頁参照。
- 14) 日本においては、戦後の単一民族神話の定着によって、話しことば教育をほぼ完全に無視した「国語教育」が自明視され、それによる問題解決が図られている。そのため、「国語教育」の中では、標準語教育が実施され、たとえば津軽方言や鹿児島方言のように、標準語を媒介としないでは全く通じないようなことばも日本語の方言とみなされて、これらの教育は行われぬ。すなわちこうした「国語教育」による問題解決はこれまで、日本の話しことばを覆い隠すイデオロギー装置としての機能を発揮してきたことを指摘できるのである。ましこひでのり『増補新版 イデオロギーとしての「日本」 「国語」「日本史」の知識社会学』（三元社、2003年）31-154頁参照。

## 第1章 フランスにおける単一公用語主義と国民国家形成

フランスは現在、単一公用語主義を採用する国家である。しかしヨーロッパ大陸にその領土が属するために、かつてさまざまな言語がフランス国内に存在していたのは事実である。そこで本章では、どのような経緯でフランスが単一公用語主義を採用するに至ったのか、その歴史的事実を確認し、単一公用語主義の意義を歴史的側面から分析する。本章の分析からは、現代フランスにおける単一公用語主義の基礎が明らかとなるであろう。

### 第1節 内乱解決のための原フランス語の誕生とその確立

「国家が言語をつくる」<sup>1)</sup>。これはある言語学者の見解である<sup>2)</sup>。フランスにおいてもこれはあてはまる。フランスという国家も自国の言語であるフランス語を「国民的象徴としてのフランス語」<sup>3)</sup>として見ており、「常にフランス国民の概念構成については、政治の優位が主張されているが、それにも関わらずその言語(＝フランス語)は国民の一体性保持の本質的要因を常に構成してきた」<sup>4)</sup>ということが指摘されているためである。国家によってつくられた言語によって国民的要素をあらわすという点で言語を確立・統制する意義が存在する。また実際にアフリカでは、かつての植民地政策などのせいで、使用されている言語が該当国家の名称とは異なる国家も多くあるが、たとえば日本語やフランス語、英語といったように、現在、何々語と言われている名称の言語のほとんどが、それが使用されている国家の名前をつけていることから、このことははっきりと分かるであろう<sup>5)</sup>。

以上の点で言語を確立し、統制することの意義が理解できるが、ではフランスの場合、どのようにして自国の言語が確立され、統制されていったのか。それをまず歴史的事実に即して確認していく。

それがヨーロッパに位置するという地理上の要因から、「フランス国家は哲学者(philosophes)の人為的創造物でしかない」<sup>6)</sup>といわれるほど、かつてのフランスには国境や共通言語は存在していなかった。現在フランスをなしている地域はケルト人が紀元前500年ころに侵入し、その名をガリアと名付け、ガリア語と呼ばれる言語が話される土地であった。その後、ガリアは紀元前3世紀にゲルマン人の圧迫を受け、さらに誕生しつつあったゲルマニアと大ローマ帝国に挟まれた結果、衰退していき、ローマ人であるユリウス・カエサルによってとどめをさされた。そのためガリアと呼ばれたこの土地にローマ人が移住し、ローマ化されることでガリア語に代わってラテン語が話されることとなった<sup>7)</sup>。しかし、ローマ人は母語であるラテン語の使用をケルト人に強制することはなかったため、確かにラテン語が統治の言語として圧倒的優位な状況にありながらも、ガリア語は紀元後5世紀まで消滅しなかった<sup>8)</sup>。こうしてローマ帝国の属州となったこの土地に、4世紀から5世紀にまたがるゲルマン民族の大移動が行われた結果、フランク族が侵入し、勢力を伸ばし、フランク王国を

築きあげた。しかし彼らフランク族は自身の民族の言語であるゲルマン語を話すものの、政治的理由から教会の司教を味方につけようとしたため、ローマ教会の言語であったラテン語を宗教用語として一定程度受容した。そのため、この土地では複数の言語が存在していた。さらに、フランク族はこの土地の南部まで侵入せず、北部に留まったため、南北でも話される言語が異なっていた。ともにラテン語から派生した言語であるものの、北部ではゲルマン語とラテン語が混ざり合って形成されたオイル語と呼ばれる言語が、南部ではフランク族の影響を受けなかったため、ラテン語から独自に発展し形成されたオック語と呼ばれる言語が話された。

このような形で多数の言語が存在していた現在のフランスにあたる地、フランク王国では、言語による集団ごとの内乱が生じていた。加えて、フランク族が築いたメロヴィング王朝の王は、その息子たちに領土を分割する風習があったため、土地を譲り受けた者は、たとえ相手が兄弟であろうとも自己の領土拡大のために武力をもって争い合い、内戦も数多かった。そのため、一時的には中央集権化した王国が建国されたものの、長くは続かず、領土の細分化がすすめられ、その結果多くの方言が形成されることとなった。このような状況の下、メロヴィング王朝は次第に衰退していき、独裁権を有する宮宰が王に取って代わって力を持つようになり、メロヴィング王朝の王位を廃して、新たにカロリング王朝を築きあげた。このころになると、ラテン語が次第に民衆にも受け入れられていたものの、口話として用いられることが多かったため、庶民の話すことばは、ラテン語と区別されるロマン語と呼ばれることばであった。またカロリング王朝では、かつてのラテン語のテキストを理解するために古典ラテン語の復古運動が試みられた一方で、813年のトゥールーズ (Tours) の宗教会議では、聖職者が聖書の内容を民衆に理解しやすいように説明するために、「みんなが話をより容易に理解できるよう、〔説教を〕地方のロマン語かゲルマン語に移すこと」<sup>9)</sup> が決定された。このようにカロリング王朝では、特定の言語を公用語として設定せず、支配層の間でもそれが強制されていなかった。

またこれまでの慣習にならって、王家の土地相続についての争いが多発する状態が継続していたため、840年に当時のカロリング王朝の国王ルイ・ル・デ

ボネール (Louis Le Débonnaire) が没すると、その3人の息子、ロテール (Lothaire)、ルイ (Louis)、シャルル (Charles) の間で激しい争いが始まった。兄であるロテールの企てに恐れを感じたルイとシャルルは、842年2月14日にストラスブールで、ルイ側のフランク語のひとつであるテュートン語 (tedesca lingua) とシャルル側の俗ラテン語であるロマン語 (romana lingua) で同盟を結ぶ誓い (ストラスブールの誓い les Serments de Strasbourg / Die Strasburger Eide) を立て、兄の主張に対抗しようと試みた。この誓いに用いられた二つの言語はすでに人々によって使われていたが、これによってロマン語が初めて文章の形として、公文書に記録されたといわれている。このロマン語こそが、後のフランス語となる原フランス語の様相をもっていたため、この842年2月14日がフランス語の誕生日といえよう<sup>10)</sup>。ここでようやく、特定の言語のみに特権的な地位が付与され、これ以降王家は、「彼らの権威を築くために、王国の一貫性を強化する必要があることを直ちに理解した」<sup>11)</sup> ことから、この言語を基にして王国の再統治が図られていく。しかし各地の諸王による紛争はおさまらず、君主よりも各地方の貴族たちが真の権力の所有者となり、「中央の機関は極度に弱化し、宗主権は細分され、公権力は分散された」<sup>12)</sup>。その結果、カロリング王朝が断絶することとなり、多数の方言が形成され、言語の細分化が促されたのである。

カロリング王朝の後に築かれたカペ王朝の国王の権力は微力であった。国王の力は精神的なものであって、その役務は「正義を行ない、強者の暴力や残虐から弱者を保護する」<sup>13)</sup> ことにあり、そのために司教たちと結びつき、教会と同盟を組み、宗教的な倫理を用いて戦争や暴力行為を防ぐことで、国内を安全に保とうとした。このようなカペ王朝の性格は庶民に愛され、その結果、「庶民には政治的理想と宗教的理想、国民感情とキリスト教的情熱の間の緊密な連帯が生まれ」<sup>14)</sup> た。ところでカペ王朝の中心であったパリでは、カロリング王朝時代に庶民に話されていた、原フランス語の性格を有するロマン語が話され続けていた。カペ王朝を愛する庶民はこのロマン語に憧れをもち、その言語の魅力の虜となった。そのため各地で地方の俗語を話す者も、ロマン語を用いようと努めるようになった。特に、各地で活動を行っていた作家において

はこの傾向が強かった。このためパリ特有の言語（＝ロマン語の変形）は、文学語としては途絶えることなく用いられ続けてきたのである。こうしてラテン語に取って代わったパリのフランス語（＝ロマン語の変形）は、1254年以降、公文書の一部で必ず用いられるようになり、1300年以降、その覇権が確立された。その後、カペ王朝直系の血統が絶え、王位継承が問題となり、イギリスとの間で百年戦争（1339-1453年）が起こった。しかしこれをきっかけにして、統一の機運が促進された結果として言語的統一も促され、パリのフランス語以外の方言は俚言としての地位に落とされていった。

百年戦争後に成立したヴァロワ王朝は、フランスを事実上統一したうえで、領土拡大のためイタリアに侵攻していった。1494年に国王シャルル8世は、イタリアに第1回遠征を行ったが、敗走する結果となった。しかしこのイタリアとの接触によって、より人間的な生活を知り、人文主義の影響を受けた。この人文主義は「人間の個性に訴えるもの」<sup>15)</sup>であり、このことからフランス人らしいフランス語の使用というものが意識されるようになった<sup>16)</sup>。そのため1539年4月にある勅令（ordonnance）が出された。これはヴィレ・コトレ（Villers-Cotterêts）で、当時の国王であったフランソワ1世によって発令された勅令<sup>17)</sup>である。この勅令は第111条で、「すべての判決は、その他すべての訴訟手続きとともに、私の（＝国王フランソワ1世の）最高諸院であれ、その他の下級審であれ、台帳、調査（enquestes）、契約、委託、裁定（sentences）、遺言、その他いかなるものも、裁判あるいはそれに従属する記録や令状（actes et exploits de justice）もフランソワ1世の母語により（en langage maternel françois＝フランス語）宣告され、記録され、かつ当事者に示されるものであって、その他の言語ではなされない」<sup>18)</sup>ことを規定していた。すなわちこれは、『フランスの母語』での司法行為（les acte de justice）を宣言<sup>19)</sup>する、つまりフランス語の公的空間での使用義務を導入した勅令であった。しかし、この勅令の直接の目的はラテン語の排除であって、地域言語を拒否しようとしたものではなかったことが指摘されている<sup>20)</sup>。それにも関わらず、その内容ゆえに、結果的には地域言語の衰退をもたらしてしまったことには間違いのないであろう。またこの勅令により、フランス国内で言語を統制する単一言語政策が

はじまったといえる。

とはいえ、実際にはすべての人々にとって共通のフランス語は存在せず、学者、法官あるいは一般市民のそれぞれが使用するフランス語の形は様々であったし、その上、直接は取り締まられることがなかったため、土着の地域言語は残存していた。そこで共通語として、フランス語を整備する目的で1634年、アカデミー・フランセーズが発足する。これは「フランス語に規範を与える」<sup>21)</sup>ことを目的として創設されたものであった。アカデミー・フランセーズが1635年1月25日に公の機関となると、その活動を通じて、安定した形のフランス語が確立し始めたのである。

それ以降フランス語の使用は人民に受け入れられたため、その権威が強まっていた。さらにスペイン継承戦争の際の講和条約として結ばれた1714年の「ラシュタット条約 (le traité de Rastadt)」には、フランス語が用いられ、以降の国際外交の主要言語となった。これらのことからこの時期に、フランス語は「絶頂」<sup>22)</sup>期を迎えたといえるであろう。

そのようにして、およそ千年をかけてラテン語から生まれたフランス語は、それを取り巻く環境や時代の変化を取り入れ成長し、完成していった。だがその一方でアカデミー・フランセーズが、フランス語の基礎となったラテン語への参照を行うことで、フランス語独自の辞書、文法、修辞学、詩学をつくり、フランス語を確立させていった。アカデミー・フランセーズはこの過程で、フランス語がよって立つべき規範としてのラテン語の存在をつねに意識していたのである。つまり「さまざまな要素の混入とラテン語という出自への規範的参照」という過程を経て確立された「フランス語の一つの特質」がここに見出されるのであり、そこから小林茂氏は、フランス語が「多様性を受け入れる柔軟性、そして国の理念への一元的な帰依」の両方の性質を兼ね備えていることを指摘している<sup>23)</sup>。

## 第2節 フランス革命期におけるフランス語の浸透とその後の国民形成との関わり

以上のようにして確立・統制されてきたフランス語は、フランス革命を通してさらにフランス国内で唯一の地位を得て、その理論が整理される。では、いかにしてその理論が成立していったのかを、次に見ていく。

フランス革命の目的が、聖職者、貴族、農民などの第三身分という3つの身分から成り立っていたアンシャン・レジーム期からの脱却、そして新たな共和国の設立であったということは周知のことである。この市民革命によって、これまでの社会体制であった封建的特権制度が廃止され、国民主権や自由・平等・博愛をうたった人権宣言が採択されたこともよく知られている。しかしそれだけではなく、フランス革命は、フランス語を新たに創られた「共和国への忠誠の証 (un signe de loyauté à l'égard de la République)」<sup>24)</sup>として捉えることを必要とし、実行していった。つまりフランス語の統制を強化することにより、新たな共和国の基礎を強固にし、「急を要する新しい『市民』の形成と国民統合」<sup>25)</sup>を行うという目的がそこで生まれていた。一方、当時のフランスは、ヴィレ・コトレの勅令以降、言語統制がなされてきていたにも関わらず、身分制の構造から、各身分で使用される言語が異なっていたことも一つの要因となり、国内の言語構造は複雑になっていた。そのため、身分制撤廃のためにも、国内でのフランス語の使用を普遍化すべき必要に迫られていたのである。そうした状況をよくあらわすものとして有名なのが1794年1月27日のバレールの報告と1794年6月4日のグレゴワール神父の報告である。彼らは当時、革命急進派であったジャコバン派<sup>26)</sup>に属し、主流派の革命家であった。バレールは公安委員会で、グレゴワール神父は公教育委員会でその見解を述べた。

バレールはその報告<sup>27)</sup>の中で、「このヨーロッパの最も美しい言語、すなわち人間と市民の諸権利を最初にはっきりと認めた言語、そして自由に関する最も崇高な思想と政治に関する最も偉大な考察を世界に伝達する義務を負った言語に、諸君の注意を促したい」と述べるほどに、フランス語にその重大な意義を見出している。さらに彼は、「自由と平等の力強い語調は、たとえそれがア



ルプスやヴォージュの住民の口から出ようと、ピレネーやカンタル、モン＝ブランやモン＝テリーブルの住民の口から出たものと同じであり、たとえそれが国の中央部の人々によって言い表されようと、海岸地方や国境地方の人々によって言い表されるのと同じ」であることを指摘して、当時の地方で話されていたバ＝ブルトン語やバスク語などの使用は「狂信と迷信の支配を永続させ、僧侶や貴族や実務家たちの支配を守り、市民が法を知り、共和国を愛することを妨げている」との認識を示し、「フランス語教育によって」、「言語を民衆化すべきである」と主張した。そして、「市民であるためには法に従う必要がある」ため、「立法者の声を聞くことのできる基礎的な教育を与えるべき」と訴えたのである。もっともバレールは、「自由な人民の言語は唯一であり、全人民にとって同一であるべきだ」と主張しながらも、それ自体は「公共の思想の道具であり、革命のもっとも確かな代理人である同一の言語を市民に与えることが目的であって、これまでその「狂信と迷信の支配を永続させ」てきたバ＝ブルトン語、バスク語、ドイツ語、イタリア語を排斥の対象としており、「国語を知る妨げにならなかった」他の方言すべての廃止を考えていたわけではないことには注目すべきである。ただし他方で彼は、「我々は、フランス語が共和主義的になって以来、フランス語の優越がもたらすべき誇りをもち、義務を果たそう」と主張し、「普遍的な言語 (la langue universaire)」となることができるのは、「自由と平等にその響きを与えた一つの言語、立法府の演壇と2000人の人民の演壇を持ち、多数の集まりに活気を与える大きな議場と愛国心を賞賛する劇場を持つ言語」、すなわち「フランス語」のみであり、それこそが「フランス語にのみ許された任務である」との認識をはっきり示している。また彼は、公安委員会に対して、「我々としては、人間の諸権利の宣言を記している言語を、共和国の全領土において話されるようにする責任を我々の同胞に対して、共和制の強化に対して負っている」こともそこで明確にした。

他方、グレゴワール神父は当時のフランス国内でフランス語を理解し、話すことができる者の少なさをあげ<sup>28)</sup>、フランス語を話すことが「国家の一体性の絆 (le ciment de l'unité nationale)」となるべき「単一不可分の共和国」において「方言 (patois)」が話され続けている現状を嘆いた<sup>29)</sup>。そこで彼は、「土地

言語を絶滅しフランス語の使用を普遍化すべき必要性」<sup>30)</sup>を述べた。その上で、「すべての市民にわれわれの言語(＝フランス語)の使用の普及を要請する」という具体的提案を同報告<sup>31)</sup>で行った。

バレール、グレゴワールに代表されるように、革命期にはフランス語を唯一の共和国の言語とすべきとの主張がなされていたが、その主張を正当化する根拠の一つは、革命により作られた新たな共和国では中間団体の廃止を行い、そこで「個人と集権的国家とがむかいあう二極構造」<sup>32)</sup>関係という対置図式が作られたことであろう。樋口陽一教授は、カール・シュミットの「実定的憲法概念」<sup>33)</sup>、すなわち「何らかの個々の規律を含むものではなく、一回の決定によって、政治的統一の全体を、その特有の実存形式に関し、規定」し、「政治的統一の形式と態様を組織する」憲法を、それを前提としてはじめて効力をもつ個々の憲法律から区別して、前者を「憲法制定権力の1箇の行為によって成立する」ものであるとする体系を念頭に置いた上で<sup>34)</sup>、フランス革命における近代立憲主義化を以下のように説明する。つまりフランスは、アンシャン・レジームの反省から、新しい共和国においては、個人個人の「人権の成立のためには国民主権＝集権的国家の登場によって個人が身分制共同体から解放されることが必要」<sup>35)</sup>であったとし、革命を通して、「身分制社会の多元性を克服して、近代的意味での『自由主義』の究極にある個人を析出することによってこそ、『人民の政治的統一』・集権的国家を達成した」<sup>36)</sup>と説明される。そのためこの共和国の人権享有主体となるのは、こうした革命を経て作られた抽象的個人であって、無属性の者であることが求められる。またこれまで絶対君主の下にあったフランス人民は、「政治的意識にめざめた・行動力のある Volk」となり、「国民(Nation)」を形成し、「憲法制定権力の主体として、絶対君主に対立し、君主の絶対主義を除去」し、主権者となる。この主権者の地位の絶対性は君主から国民に移っても、普遍のまま残存する。そして主権を持った国民は、「自らの国家のなかで自分自身を政治的に確認する」ゆえに、こうした「事象の政治的効果は、国家の増大、きわめて強度の統一と不可分割性、*unité*と*indivisibilité*」と結びつくことになる<sup>37)</sup>。畢竟するに、革命によって重要視されることとなった人権享有主体である個人が人権を享受しうるため

には、国家と不可分に結合すること、そして人民が国民として一体であることが必要になる。こうした革命によって生じたフランス国民と国家との結びつきの必然性からフランス語のみが唯一の言語であるとするのが正当化され、1792年9月25日にはフランス共和国の単一かつ不可分性に関する宣言がなされたのである<sup>38)</sup>。

以上のように革命期に唯一の言語となったフランス語は、新しい共和国への忠誠の証としてフランス国民国家を形成することに一役買った。そして国民国家がつけられたその後のフランス語は、さらに国家による強制がなされることによって国民意識をつくり、フランス市民を統合していく。

革命後成立した共和国（第1共和制）では1792年に世界初の男子普通選挙制が導入され<sup>39)</sup>、それによって選ばれた代表者による国民公会が開催された。その結果、穏健共和派であるジロンド派が議席の多数を占め、革命政府を作り、革命に対する干渉があったことを契機にオーストリアへ宣戦布告を行い、フランス革命戦争を勃発させたが、敗戦を重ねた。これをきっかけとして、サン・キュロットは急進共和派であるジャコバン派を支持するようになり、ロベスピエールらが台頭するようになった。ロベスピエールに権力が集中し、独裁政治（恐怖政治）が行われるようになると、反ロベスピエールであるテルミドール派はクーデターを起こし（テルミドールのクーデター）、ロベスピエールを失脚させ、その反省から制限選挙制への変更を1795年憲法（第1共和制憲法）に規定した<sup>40)</sup>。その後、長く続くフランス革命戦争で、ナポレオン・ボナパルトが連戦連勝を繰り返したことで、ブルジョワジーの支持を得てブリュメールのクーデターを起こし、自身による執政政府を樹立した後、彼は帝政（第1帝制）を築きあげた。しかし、ナポレオンもロシア遠征での敗走を契機として失脚し、王政復古が図られた。だがここで採られた王政は、アンシャン＝レジーム期に戻るかのように貴族や聖職者優位の政治体制が採用されたため、市民の不満をもたらし、打倒された（7月革命）。その後、立憲君主制の王政が作られるも、労働者による選挙権の拡大が求められ崩壊へとつながった（2月革命）。そこで続いて作られた共和制国家（第2共和制）では改めて1848年、憲法で（第2共和制憲法）男子普通選挙が再導入され、大統領制が規定されるこ

とになった。この大統領選挙の手續きに基づき、ルイ・ナポレオンが大統領に選出されると、ナポレオン・ボナパルトの甥という立場から軍事力を背景に、国民議會を解散するクーデターを起こし、国民投票を行って自らを皇帝に即位することを正当化した(第2帝制)。しかしルイ・ナポレオンは、プロイセンに宣戦布告を行い、普仏戦争を勃発させた結果、そこで捕らえられ、彼の権威が失墜した。これをきっかけとしてフランスでは、労働者階級による自治政府のパリ・コミューンが誕生するなど、混乱が生じた。パリ・コミューンが鎮圧され、1875年に憲法が制定され(第3共和制憲法)<sup>41)</sup>、普通選挙が規定された<sup>42)</sup>上で議会選挙が行われた結果、共和派が議席の多数を占め、再び共和制を採用する国家が誕生し、ようやくフランスは安定した。

以上のように安定した国家体制がない中では、革命期に徹底された「フランス語=唯一の言語」という図式はさほど意識されず、それに関する法整備等もなかなか進行しなかった。しかし、第3共和制憲法で普通選挙が導入されると、それに基づき置く議会制には国語による運営の必要性、そして正統な権威の基礎となる人民への関与のための国語の必要性の存在が意識されることになる。そこで第3共和制期になって、革命期で理論が整備された唯一の言語としてのフランス語の立場が法律上明確となっていく<sup>43)</sup>。

1880年代になると、初等教育に「無償・義務・世俗化」の三原則を導入する規定を持つ法律が制定される<sup>44)</sup>。これらの法律は共和主義的「国民」の形成のために、教会の精神的支配から民衆を開放することを目的として制定されたものである。また1880年6月7日の行政命令(réglement)は、第14条で「フランス語だけが学校で使用される」<sup>45)</sup>と規定しており、第3共和制期には、フランス国民として民衆が形成されるためにはフランス語の教育が必須であるとの考えから、フランス語義務教育化を推進する法整備が進められていったのである。ただし、実際には以上のような法整備を整えたとしても、「学校現場でのフランス語の取得」と「地域言語の家庭での使用」という二つの場面が併存していた。しかしながらこの時代にフランス語の教育についての法律が制定され、それが国民教育として浸透していったのは、フランス語への「言語的乗り換え」が、社会的上昇の必須の条件と考えられていたためである<sup>46)</sup>。とい

うのも、出自や人種、性といった先天的な属性は、本人には変更のしようがないものであるが、言語の使用に関しては本人の努力如何で十分「乗り換え」が可能なものだからである。上記のように、フランスでは第3共和制期にフランス語義務教育化の法律制定が進められ、国民形成の一部としてフランス語の使用が定着していったが、この時期にはこうした法律以外にも、大衆文芸の発達や交通・通信手段の発達、徴兵制といった要因も絡みあって、「フランス語が地方に浸透・定着し、社会空間と国民領土が言語的に均質化」<sup>47)</sup> されていた。

### 第3節 法律による単一公用語主義の採用継続と地域言語の容認

革命期に提案された「フランス語＝唯一の言語」の図式、そしてその精神の基になっている革命期の精神を、フランスはその後の第4共和制期も、現在の第5共和制期も継続している。これは第4共和制憲法（1946年憲法）前文が「フランス人民は、1789年の権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由、ならびに、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する」旨を規定していることや、現行のフランス憲法（1958年憲法）が前文で「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言によって定められたような人権および国民主権の原理、さらに2004年環境憲章で定められた権利と義務に対する愛着を厳粛に宣言する」ことを謳っていることから理解できよう<sup>48)</sup>。

しかし、フランス語を唯一の言語としながらも、フランスはそれを具体化する点では、教育等における法律上の規定しか設けてこなかった。そのため、15世紀半ばより推進されたフランス語の体系化と規範化に対抗して、一方では地域言語の使用者による言語復権運動が行われていた<sup>49)</sup>。その結果、1951年1月11日には、地方の言語と方言に関する法律、通称デクソンヌ法<sup>50)</sup> が成立した。同法は、これまでの言語復権運動の影響を受けたことに加えて、当時のフランスでは、「ブルターニュ地方や南仏で左翼政党の国会議員たちによる地方言語の保護運動や学校教育権獲得の要求」<sup>51)</sup> が出されていたため、成立

したのであった。この法律では、「とりわけフランス語の学習のために」という留保がありながらも、教師陣が各々の信条に従って、幼稚園と初等教育での「地域口話 (parlers locaux)」教育を要求できる旨を第2条で規定し、またリセやコレージュでは「制限された活動範囲内で」の地域言語を含んだ任意の教育を許可することを第6条で、大学では「国民教育高等会議 (conseil supérieur de l'éducation nationale) の提案の上での地域尊重学習の講座の創設を第7条で規定している。そしてその対象となる言語として、第10条で「ブルトン語、バスク語、カタラン語およびオクシタン語の使用を認める」旨を規定している。この法律が成立し、制定されたことにより、「地域言語 (langue régionale)」という語が法律上ではじめて用いられることになった。これまでは地域言語復興運動は度々起こっていたものの、法律上、地域言語に言及せずにいたのであるが、「フランスにおけるフランス語以外の諸言語の存在を (4言語だけにしろ) 初めて法的に認めた」<sup>52)</sup> 点で同法は大変重要な意義を有したのである。

しかしデクソンヌ法では、「地域言語の教育は義務ではない」<sup>53)</sup> とされており、またアルザス地方のドイツ語的なアルザス方言の進入を防ぐために4言語のみを対象としていたため、その他の地域言語話者の言語を擁護する典拠とはなりえなかった。それゆえ、地域言語復興運動はさらに1960年代以降に再活性化した<sup>54)</sup>。なぜ1960年代に入って運動の再燃が勃発したのであろうか。その背景にあったのは1968年の5月革命であろう。安定した国家体制が整ったフランスのド・ゴール体制においては、経済は順調に成長を続け、完全雇用が実現された。しかし、そうした経済成長の裏で、戦後のベビー・ブームによって誕生した学生たちには、自分たちが次第にエリート扱いされずに、中級職員として既存の社会秩序の中に送り込まれ、「資本の番人」となる運命が待っていた。それに対して嫌気が差した彼らが起こした抗議運動が5月革命である。この5月革命自体は、具体的な目標を設定したものでもなく、一切の拘束からの解放を夢見る現状への「異議申し立て」にすぎず、「ユートピア」願望によって起こされたものであって、直接的な政治成果をほとんど残すことはなかった<sup>55)</sup>。だが5月革命は地域言語復興運動と接合され、その言語使用の容認に一役買った側面もある。なぜなら、地域言語は豊かな都市生活を享受する市民によ

って使用されているのではなく、経済的には貧困な地方農民によって話されているものであるからである。5月革命の反資本主義運動と迎合する形で地域言語の一定程度の容認が1960年後半から開始されることとなった。たとえばフランスの北西部、バ＝ブルターニュ地方で話されるブルトン語は、その教育を要求する運動が数多くあったが、実際に法的にその教育が認められることとなったのは1951年のデクソンヌ法によってであるが、それによって具体的な保障がされることはなく、あくまでこの法律は形だけのものであった。しかし1969年以降、5月革命運動の機運を受けてか、あらためてブルトン語教育運動が高まり、デモによる要求が行われると、ようやく大学入学資格試験（バカロレア）での「地域言語と方言」の選択科目試験実施にこぎつけることができたのである<sup>56)</sup>。またフランスの南部で話されるオクシタン語の話者たちは、自身の言語を保護する目的で、1854年にはオクシタン語を話す者を総称したオクシタンの共同体が存在することを説く文芸団体、フェリブルージュを創設するなどの活動を行っていたが、第1次および第2次世界大戦による国民統合の影響を受け、解体されてしまった。しかし5月革命の活動家が農民組合活動家の中に入り込むことで、資本主義的生産様式によって危機に陥れられていたブドウ栽培農民が多いオクシタンの「民族」の支持・活性化が訴えられるようになり、オクシタン語擁護運動との接合が起こった<sup>57)</sup>。その結果、1975年7月11日、「国民教育における地域文化と諸言語の教育」を行うことを掲げた法律<sup>58)</sup>と、その具体化をするために、1982年6月21日に公務員に発せられたサヴァリ通達<sup>59)</sup>が出され、オクシタン語の教育が推進されていくこととなった。

一方、このように地域言語の教育については法律によって認められることになったものの、それとは逆行するかのようになり、1992年になって、「共和国の言語はフランス語である」とする規定を憲法に挿入することとなった。そこで続く第2章において、上記までの歴史的背景から作られてきた唯一の言語＝フランス語という姿勢がなぜ憲法規定として設けられ、そして憲法上で規定されるということではいかなる意味を有するのかを確認する。

- 1) 田中克彦『ことばと国家』(岩波書店、1981年)19頁。
- 2) 言語学者の田中克彦は、その著書の中で、ソシュールが「講義」のなかで、「民族(nation)を作るのはだいたいにおいて言語である」と述べている箇所に言及している。さらに、「言語をつくるものは国家である」、あるいは「国家がことばを作る」ということについて、フリッツ・マウトナーが「我々がその歴史を知っているかぎりの近代文化言語(Kultursprache)の形成に、決定的な影響をもったのは政治史である」と述べたことに言及し、言語と呼ばれることばのたいていが国家のことばになっていることを確認する。田中克彦、前掲(注1)13-21頁参照。
- 3) Florence Benoit-Rohmer, « Les langues officieuses de la France », *R.F.D.C.*, 2001, n°45, p.5.
- 4) *Ibid.*, p.5.
- 5) この記述に関しては、田中克彦、前掲(注1)の14頁以下で、韓国語と中国語を例に挙げ、言語の呼び名が現実には国家に対応させられているとする彼の指摘を参照にしている。
- 6) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.6.
- 7) 南フランスは紀元前120年頃から、それ以外の現在のフランスをなす土地は紀元前50年頃からローマ帝国の支配に入り、ラテン語を受け入れていた。小林茂「フランス語の歴史とフランス文化—純化の軸と多様性の軸の上で」池田雅之、矢野安剛(編)『ヨーロッパ世界のことばと文化』(成文堂、2006年)65-66頁参照。
- 8) 現在でもガリア語に起源をもつ言語は浸透している。たとえばParisという地名は、Parisii族と呼ばれる周辺地域に住んでいたガリア部族の名に由来しており、Reims、Nantes、Toursなども同様に部族の名前に由来していることが説明される。ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク(著)、田島宏、高塚洋太郎、小方厚彦、矢島猷三(共訳)『フランス語の進化と構造』(白水社、2009年)28-35頁参照。
- 9) ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)73頁。
- 10) 詳しくは、小林茂、前掲(注7)65-69頁、ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)74頁およびジャック・ショーラン『フランス語史』(白水社、1973年)10-11頁参照。
- 11) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.6.
- 12) ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)83頁。
- 13) ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)95頁。
- 14) ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)96頁。
- 15) ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)150頁。
- 16) 以上のフランスで使用されていた言語における歴史的事実の記載は、ヴァルター・フォン・ヴァルトブルク、前掲(注8)17-150頁に依拠している。
- 17) 出典：<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/villers-cotterets.asp> (2013.9.20閲覧)
- 18) この規定の引用に当たって、高橋清徳「現代フランス法におけるヴェイレル=コトレ勅令(1539年)」『専修法学論集』第87号(2003年)198-199頁の翻訳を参照して、自ら翻訳を行った。
- 19) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.6.
- 20) 小林茂、前掲(注7)75頁。
- 21) 小林茂、前掲(注7)76頁。
- 22) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.6.
- 23) 小林茂、前掲(注7)71-72頁参照。



- 24) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.7.
- 25) 河野健治 (編) 『資料フランス革命』 (岩波書店、1989年) 480頁。
- 26) 革命時に旧特権層に反対し、革命を人民主権に基礎を置く共和主義理念たる「共通の理念」にそって遂行するための連帯意識を持っていた政治的集団。社会的・経済的地位を得た中流の人々が中心であって、1793年にはジャコバン独裁といわれる恐怖政治を指揮するロベスピエールなどがここに属していた。辻村みよ子『フランス革命の憲法原理 —近代憲法とジャコバン主義』 (日本評論社、1989年) 64-69頁参照。
- 27) Rapport du comité de salut public sur les idioms, *Archives Parlementaires*, Centre national de la recherche scientifique, 1961, Tome LXXXIII, 713-717. この報告の一部の邦訳として、パレール「フランス語教育について」 (西川長夫訳、河野健治 (編)、前掲 (注25) 481-490頁、コンドルセ他 (著)、阪上孝 (編訳) 『フランス革命期の公教育論』 (岩波文庫、2002年) 261-276頁がある。本稿では、引用に当たって、これらの翻訳を参照した上で、自ら訳を選んだ。
- 28) フランス語をまったく知らないフランス人が1/4、話すものが1/3、書けるものは1/7程度であった。小林茂、前掲 (注7) 79頁参照。
- 29) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.7
- 30) 小林茂、前掲 (注7) 79頁。
- 31) Au nom du comité d'instruction publique, un membre [Gregoire] fait un rapport sur la nécessité d'établir l'uniformité dans la langue française, *Archives Parlementaires*, Centre national de la recherche scientifique, 1976, Tome XCI, 318-327. この資料の一部の邦訳として、グレゴワール「フランス語の同一性を確立する必要性について」 (西川長夫訳、河野健治 (編)、前掲 (注27) 491頁以下がある。本稿では、引用に当たって、これらの翻訳を参照した上で、自ら訳を選んだ。
- 32) 樋口陽一『自由と国家 —いま『憲法』のもつ意味—』 (岩波新書、1989年) 117頁。
- 33) 樋口陽一、前掲 (注32)、115頁。
- 34) C・シュミット (著)、尾吹善人 (訳) 『憲法理論』 (創文社、1972年) 28頁参照。
- 35) 樋口陽一『憲法 (第三版)』 (創文社、1998年) 12頁。
- 36) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』 (東京大学出版会、1994年) 47頁。
- 37) 樋口陽一、前掲 (注36) 44頁参照。
- 38) Déclaration du 25 septembre 1792 sur l'unité et l'indivisibilité de la République française. 同宣言は、「国民公会はフランス共和国が単一でありかつ不可分であることを宣言する」ことを内容としている。参照Léon Duguit, Henry Monnier, Roger Bonnard et Georges Berlia, *Les constitutions et lois principales de la France depuis 1787 septième édition*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1952, p.33.
- 39) 国王の権限が1792年8月10日に議会決定により停止されると、新しい憲法を制定するための議会を招集する必要があった。そのため同決定は、普通選挙によるその代表者の選出を要求した。この8月10日の決定を受けて出されたデクレ (Le décret du 11 août 1792 supprime la distinction entre citoyens actifs et passives.) は、満21歳以上のフランス人男性で1年以上同一の住所に居住し、自己の労働または生産物で生計を営む者が選挙権を有すると規定した。

出典： [http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/suffrage\\_universel/suffrage-1789.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/suffrage_universel/suffrage-1789.asp) (2013.9.20閲覧)、参照 Didier Linotte, *Les constitutions françaises*, MA Editions, 1986, pp.80-81.

- 40) 1795年憲法は、フランス市民権の行使の資格について、第2章第8条以下第16条の間で、市民の政治的身分として規定している。同憲法によると、市民権を行使できるのは、フランス国内で出生し、市民名簿 (registre civique) に登録して1年以上居住し且つ直接税 (contribution directe)、地代 (contribution foncière) または個人所得税 (contribution personnelle) を支払う男性と規定されている。しかし、同憲法第35条は、「何人も、満25歳に達し、フランス市民権の行使に必要な資格のほか以下の条件の一つを併有しなければ、選挙人に任命されえない」として、条件付の制限選挙制も規定している。その条件の内容は、「人口6000人以上のコミュンにおいては、200労働日 (journées de travail) の地方価格に等しい収入と評価される財産の所有者もしくは用益権者 (usufruitier)、または150労働日の価格に等しい収入と評価される住居の賃借人もしくは200労働日の価格と評価される農地の賃借人 (locataire)」、「人口6000人未満のコミュンにおいては150労働日の地方価格に等しい収入と評価される財産の所有者もしくは用益権者、または100労働日の価格に等しい収入と評価される住居の賃借人もしくは100労働日の価格と評価される農地の賃借人」、「農村 (campagne) においては、150労働日の地方価格に等しい収入と評価される財産の所有者もしくは用益権者、または200労働日の価格と評価される財産の定額小作人 (fermier) もしくは分益小作人 (métayer)」というものであった。参照 Jacques Godechot, *Les constitutions de la France depuis 1789*, Garnier-Flammarion, 1979, p.107.
- 41) 元老院の組織に関する1875年2月24日法律 (Loi du 24 février 1875, relative à l'organisation du Sénat.)、公権力の組織に関する1875年2月25日法律 (Loi du 25 février 1875, relative à l'organisation des Pouvoirs publics.)、公権力の関係に関する1875年7月16日憲法的法律 (Loi constitutionnelle du 16 juillet 1875 sur les rapports des Pouvoirs publics.) の3法律を合わせて1875年憲法と称する。参照 *Ibid.*, pp.325-327.
- 42) 公権力の組織に関する1875年2月25日法律 (Loi du 25 février 1875, relative à l'organisation des Pouvoirs publics.) は、第1条にて「下院は、選挙法の定める条件により、普通選挙により任命される」と規定した。 *Ibid.*, p.331.
- 43) 糠塚康江『現代代表制と民主主義』(日本評論社、2010年) 237-240頁参照。
- 44) 1881年6月16日法律 (Loi établissant la gratuité absolue de l'enseignement primaires dans les écoles publiques, *J.O.* du 17 juin 1881, pp.3313-3314) は、初等教育における教育の無償性を確立する規定を定めており、1882年3月28日法律 (Loi sur l'enseignement primaire obligatoire, *J.O.* du 29 mars 1882, pp.1697-1699.) では、「初等教育は、…道徳および公民教育 (l'instruction morale et civique) を含む」(第1条)として宗教教育の拒絶、満6～13歳までの就学義務について(第4条)や、教育委員会の設置についての規定がある。また、1886年10月30日法律 (Loi du 30 octobre 1886 sur l'organisation de l'enseignement primaire, *J.O.* du 31 octobre 1886, pp.4997-5001.) では公立学校における教師が世俗の教員であることを要求する(第17条)ことを規定している。糠塚康江「第三共和政の確立と共和主義的改革(4)」『関東学院法学』第5巻2号(1996年)71-85頁、今野健一「フランス第三共和政における共和主義教育の確立と国民統合 —一八八〇年代教育改革におけるライシテの意義」『一橋論叢』第112巻1号(1994年)97-111頁、小山勉「教育闘争と知のヘゲモニー —フランス第三共和政期を中心に—」『法政研究(九州大学)』第61巻第3-4合併号(1995年)763-879頁参照。
- 45) Jean-François Chanut, *L'école républicaine et les petites patries*, Aubier, 1996, p.206.
- 46) 糠塚康江「フランスの言語政策 —フランスにおける平等原則の一断面—」『関東学

- 院法学』第10巻1号(2000年)193-208頁参照。
- 47) 糠塚康江、前掲(注43)239頁。
  - 48) 初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集 第2版』(三省堂、2010年)238・267頁参照。
  - 49) アンリ・ジオルダン(編)、原聖(訳)『虐げられた言語の復権 フランスにおける少数言語の教育運動』(批評社、1987年)10-11頁。
  - 50) Loi 51-46 relative à l'enseignement des langues et dialectes régionaux, 11 janvier 1951, loi qui porte le nom de Maurice Deixonne, alors rapporteur de la commission parlementaire de l'Éducation nationale qui avait présenté le projet de loi, *J.O.* du 11 janvier 1951, p.483 et s.
  - 51) 長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題—地域ごと欧州少数言語憲章をめぐる—」『立命館国際研究』12巻3号(2000年)219頁。
  - 52) 渋谷謙次郎(編)『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』(三元社、2005年)252頁。
  - 53) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.18.
  - 54) 田中克彦、前掲(注1)121-128頁参照。
  - 55) 柴田三千雄『フランス史10講』(岩波新書、2006年)219-220頁参照。
  - 56) アンリ・ジオルダン、前掲(注49)35-46頁参照。
  - 57) A.トゥレーヌ、F.デュベ、Z.エゲデユ、M.ヴィヴエヴィオルカ(共著)、宮島喬(訳)『現代国家と地域闘争 フランスとオクシタニー』(神泉社、1984年)48頁参照。
  - 58) La loi n°75-620 du 11 juillet 1975 relative à l'éducation, dite loi Haby - du nom de René Haby, alors ministre de l'Éducation nationale -, *J.O.* du 12 juillet 1975, p.7180 et s.
  - 59) La circulaire n°82-261 du 21 juin 1982 portant sur l'enseignement des langues régionales dans le service public d'éducation nationale, *Bulletin Officiel du Ministère de l'Éducation Nationale*, n° 26, 1er juillet 1982, p.2163 et s.

## 第2章 憲法上の公用語規定の創設

本章では、フランスが革命期に誕生させた単一公用語主義の憲法上の明文規定である憲法第2条第1項の公用語規定について分析し、その具体的内容を明らかにすることを試みる。この公用語規定は1992年に憲法に挿入されたものであり、近年のフランスをめぐる言語問題によって創設されたものであることから、本章で行うその創設背景や具体化法律等の詳細な分析を通して、近年のフランスで問題となっている公用語規定と地域言語の微妙な関係が明らかとなるであろう。

## 第1節 公用語規定の創設背景およびその目的

「共和国の言語はフランス語である」とする規定は、1992年6月25日の憲法改正<sup>1)</sup>によって憲法第2条第1項に挿入されたものである。この憲法上の公用語規定について、憲法学が検討すべきことは何であろうか。まず考えられるのは、最高法規である憲法に公用語規定があると、フランス国内の公的領域でフランス語以外のことば、すなわち地域言語を話すことが認められるのか否かが問題になりうることであろう。そこでまずこの条文の文言のもつ意味を調べ、明確にする必要がある。

### 第1項 公用語規定の創設背景

1992年当時のヨーロッパは欧州統合を目前に控えており、マーストリヒト条約<sup>2)</sup>発効直前であった。フランスではこの条約の憲法適合性が問題となった。そこでこれに関して憲法院は1992年4月9日に、憲法改正の後でなければ、欧州統合に関するマーストリヒト条約を批准しえないと判示した<sup>3)</sup>。そのため1992年の憲法改正の主な争点は、フランスの欧州統合に関連するものであった<sup>4)</sup>。この憲法改正で「共和国の言語はフランス語である」とする公用語規定の挿入提案がなされたということは、フランス政府による「欧州統合の進展に反対の『主権主義者』(« souverainistes »)のための一種の補償のようなもの」<sup>5)</sup>ではないかとの指摘もある。というのも、フランス国内でのマーストリヒト条約批准の賛否を問う国民投票の結果は、その有効投票の51.05%が賛成で、48.95%が反対というごく僅差の結果が示されたからである<sup>6)</sup>。

しかし、それだけの理由ではない。それは、この憲法改正がなされた日付に根拠を求めることができる。なぜなら1992年6月25日は、欧州評議会(Conseil de l'Europe)<sup>7)</sup>で欧州地域少数言語憲章<sup>8)</sup>が採択された日でもあるためである。フランス語は、第1章で明らかにしたように、18世紀の初頭には広く世界に普及し、その絶頂期を迎えていたのだが、近年においてはその状況が一変していた。グローバリゼーションが推進され、英語がその地位を担うようになったのである。そのためフランス国内には英語が蔓延し、その脅威にフラ

フランスは危機感を募らせていた<sup>9)</sup>。そこで当時の政府は、共和国の言語がフランス語であることを憲法に明確に記すことによって、欧州統合によるフランス語の相対的地位低下の防止と自国の伝統の保護の意味に加え、世界のあちこちの国々で話されているフランス語を守ることで「フランス語圏の『盟主』としてのフランスの立場」<sup>10)</sup>をも守ろうとしたのである。それゆえにジャック・トゥボン (Jacques Toubon、共和国連合 (RPR) 所属議員。以下同様の形で略記)、ジャン＝ジャック・イエスト (Jean-Jacque Hiest、フランス民主連合 (UDF))、アラン・ラマスール (Alain Lamassoure、UDF) らの国民議会議員により、憲法第2条に「フランス語は共和国の言語である (le français est la langue de la République)」の文言を挿入する提案が行われたのである<sup>11)</sup>。

## 第2項 公用語規定をめぐる解釈

では、このような背景から成立した憲法新第2条第1項は内容としてどのような意義を持つものであろうか。この条文は読んでみて分かる通り、共和国の言語＝フランス語としている。つまりこの条文により、「フランス語には法的にも公用語、国語としての地位が付与され」<sup>12)</sup> たものであると解釈される。

しかし、実際のフランスの議会における公用語規定の憲法挿入の審議では、国民議会の第一読会で、長年フランス語は公用語であると確認されてきていることからわざわざ公用語規定を憲法に挿入する必要があるかどうかについても議論された。その中で、グザヴィエ・ドゥニヨー (Xavier Deniau、RPR) が、欧州統合に際しては、国家、自由・平等・博愛の標語、国旗と自由といった「主要な諸原理 (les principes majeurs)」を規定する「憲法上最も壮麗な条文 (le plus magnifique des articles de notre Constitution)」の一つである憲法第2条でフランス語に言及することが「象徴 (symbole)」として必要であると述べていることが注目に値する<sup>13)</sup>。またアンドレ・ベロン (André Bellon、社会党 (PS)) は、「言語は国家アイデンティティ (l'identité nationale) の一要素である」と捉えたうえで、「欧州連合は、構成国の国家アイデンティティを尊重する」とする条項を規定していることから、公用語規定の挿入を正当化する<sup>14)</sup>。このような議論を経て国民議会第一読会では公用語規定の憲法挿入が可決されたこと

から、単にこれはフランス語の地位を認めたものであって、ここで言及されることのなかった地域言語の軽視・排除を、やはりヴィレ・コトレの勅令と同様に、直接の目的としていないはずであった。

さらに元老院の第一読会では、アンリ・グスチイ (Henri Gœstchy、UDF) は、公用語規定挿入の目的が「英米語 (la langue anglo-américain)」からフランス語を保護することにあるため、「フランスの地域および領土の言語と文化の尊重の上に立って (dans le respect des langues et cultures régionales et territoriales de France)」という文言を憲法第2条改正案に追加すべきとの提案を行った<sup>15)</sup>。国民議会第二読会でも、ジャン・ブリアン (Jean Briane、UDF) が、「共和国の言語はフランス語である」とする公用語規定に「フランスの地域言語と地域文化の尊重の上に立って (dans le respect des langues et et cultures régionales de France)」の文言を追加すべき提案が繰り返された。だが実際にはこうした提案自体は否決されたものの、このような提案が繰り返しなされていたことから、『「地域言語の存在を否定するものではない」という意見そのものは議会で承認され<sup>16)</sup> ていたということが理解できよう。また当時の「トゥボン文化・言語相も、ヨーロッパの文化を守り、育てるためには、言語の多様性を維持・強化していくことこそが重要なのだと強調している」<sup>17)</sup>。

以上の公用語規定の憲法挿入の審議の分析からは、これが地域言語の衰退をねらった単一言語政策を推し進めるという目的で挿入されたというわけではなく、むしろ当時蔓延していた英語支配に対してフランス語を保護する手段のひとつを憲法で明記することによって、言語の多様性の重要性を強調しているものであったということが明らかになった。だが、そうした憲法挿入当初の考えのとおりには公用語規定の効果が解釈されることはなかった。次章で詳細に分析するが、実際にはこの条文の存在が地域少数言語憲章の批准を妨げる要因となり、地域言語の排除や衰退へとつながっていく。そのことについてはもちろん当時の「地域言語の話し手たちは、憲法第2条が地域諸言語の承認に真の障害として構成されたにも関わらず、これに気づかなかった」<sup>18)</sup> ののである。

つまり現在では、この憲法第2条第1項の公用語規定は、結果として地域言語を抑圧する効果を有するものであると解釈されている。それはフランス語に

特権的な地位を付与するものと考えられて創設されたものではないものの、言語の多様性保持のためにはまず何よりも英語によって脅威にさらされた公用語フランス語を保護すべきであるとの考えから、一切の言語に対する権利性の付与を否定した。そのため公用語規定の解釈が、地域言語話者の権利を一切問題としなかったのである。その結果、地域言語が抑圧されることとなったのである。ではフランスの憲法学者は、この憲法第2条第1項の公用語規定をどのように解釈しているだろうか、以下、簡単に整理をしておく。

もちろんこの公用語規定は、前述したように英語への対抗の目的で創設されるに至ったことから、それ自体に本来的な意義があるとは捉えられていない。これをフランスの憲法学者ギ・カルカッソヌ (Guy Carcassone) はアメリカのファーストフード「マクドナルド」の世界進出に対抗するフランスの「郷土料理 (la gastronomie)」という図式で説明する<sup>19)</sup>。すなわちフランス共和国の文化や伝統のたとえとして挙げられた「郷土料理」を維持するように、フランス語を英語から保護する目的を公用語規定として憲法上に明記したものであるから、それは地域言語に対して特段の意味をもつものではない。この意味で「この条項 (= 公用語規定) は、言語統制 (une politique de la langue) を認めるものではない」と指摘し、それは本来、地域言語話者にとって「全くもって有毒なもの (nocif) ではない」とカルカッソヌは述べる<sup>20)</sup>。だからといって公用語規定は地域言語話者の権利を無視せず、むしろそれを認めるべきことまでを要求するであろうか。この点についてカルカッソヌは詳細に述べていない。

しかし公用語規定は、公用語としてのフランス語の地位を明確にしたものであるから、フランス語のみが使用されるべき領域、すなわち公的領域を設定する。これを明確にしたのが、以下に叙述する公用語規定具体化法律の憲法院判決と欧州地域少数言語憲章に関する憲法院判決である。そこでまずこの公用語規定具体化法律に関する概略を確認した上で、この法律に対する憲法院の合憲性判決の論理を明らかにしよう。

## 第2節 公用語規定具体化法律（トゥボン法）の制定

### 第1項 トゥボン法の制定背景

この憲法新第2条第1項が導入された後、引き続きその内容の具体的施行を行うための法律が制定された。それが、1994年8月4日に制定された「フランス語の使用に関する法律」<sup>21)</sup>、別名トゥボン法<sup>22)</sup>である。この法律については、上記の憲法新第2条第1項が導入された状況を踏まえて、その制定背景として以下のような状況があったことが指摘されている。「1980年後半から目立つようになった現象に次のようなものがあった。フランス国内でフランス人が組織者となって開催される自然科学分野の国際学会において、英語以外の言語—例えば仏語—の使用がしばしば禁止された。フランス人俳優を出演者とするフランス映画でも、英語の市場の大きさを念頭に置いて、英語バージョンを優先的に作ろうとする動きが現れた。多国籍企業がフランス国内でフランス人を雇う際、全文英語のみの労働契約書にサインさせるようになった。フランスの市場に、使用説明書が英語でしか書かれていない商品が出回った。フランスの新聞雑誌に英語のみの求人広告が掲載されるようになった。まして商業広告では『若者』っぽい感じを狙って英語表現を前面に押し出し、申し訳程度に仏語を添えるケースが頻出した、等々。……このままではフランス国内においてさえ仏語が英語に押され、将来地方言語のようになってしまいかねないと本気で憂慮する人々も現れたのである。件のトゥボン法成立の背景には、少なくともこれだけの事情がある」<sup>23)</sup>。また、この当時のフランス政府の現状認識としては、「トゥボン文化・国語相は、2月24日付のル・モンド紙に発表した論説の中で、『日本は、新技術の分野での英語使用の常態化が自国の言語、経済に悪影響を及ぼすことを十分認識し、必要な対策をとっている』といささか過大評価と思われる見解を述べ、それにひきかえ、フランスの対応は遅れていると嘆いていた」<sup>24)</sup>との記述があるほどに、危機感を募らせていたのは明らかである。そうした中でやはり、「フランス国内—特に商業広告や若年層文化—において蔓延する英語表現に対して一定の歯止めをかける」<sup>25)</sup>ことを目的としてこの法律は制定されたのである。憲法新第2条第1項では「共和国の言



語はフランス語である」旨しか述べていなかったため、その目的を果たすための具体化法律が必要だったのである。ただし、この法律の制定に関しても、通称名にその名が入るほどにそこに深く関わったトゥボン自身が、フランス人のためにフランス語を考慮した積極的差別是正措置を強制する必要があるかどうかを疑問に感じながら、こうした「極端な手段があらわれないことを期待する」<sup>26)</sup>と述べているように、あくまで上記の危機感に直面した上でその解決の手段として制定したものであって、地域言語に対する排除の意識はそこには存在しなかった。

## 第2項 トゥボン法の規定内容

では一体この法律はどのような内容をもっているのかを、次に見ておく必要がある。まずその第1条に「憲法の規定により共和国の言語であるフランス語は、フランス国の個性および資産の基礎的な要素であり、「フランス語は、教育、労働、貿易および公役務上の言語」であり「フランス語圏を構成する諸国家の特別な絆である」ことを規定し、フランス語の地位を定義づけた上で、同法第2条以下において商業面、公役務・公共領域、労働関係、教育およびテレビ・ラジオ業などの具体的場面でのフランス語の使用を義務付けている。また、本法違反を取り締まるために、その第16条で「刑事訴訟法典の規定にしたがって職権を行使する公務員及び司法警察職員のほかに、消費法典第215条の1 (L.215-1条) の第1、3及び4号に掲げる職員」に、「本法第2条の適用のために定められた条文の規定に対する違反を探索し確認する」権限を付与し、当該職員は問題となる場所や乗り物に立ち入ることが可能であること、問題の物を収去することができる旨が規定されているほか、この当該職員を妨害した者は「刑法第433-5条第2項<sup>27)</sup>」に規定された刑罰の対象となる」ことが第17条で規定されている。そして第20条には、「本法は公の秩序に関するものである。本法は、本法が効力を有することとなった時より後に締結された契約に適用される」としてそれが強行法規であることを明確にしている。以上のように見ていくと、いかにもこのトゥボン法がフランス語の単一言語政策をとるための具体的法規であるかのように思えるが、それに関してはまず「広く公衆に知られ

ている外国の名称をもった典型的な製品・特産物は、法律自体が名称の使用を認めている」<sup>28)</sup> 点があったり、また第21条に「本法の規定は、フランスの地域言語に関する法令に影響をあたえるものではなく、地域言語の使用については適用されない」ことが明らかにされている点を踏まえると、ただ単純に「フランス語の使用義務および外国語の使用禁止の範囲を明確化かつ拡大し、違反是正およびその取締手続をも詳細に規定することにより実効力ある法律となることを目指している」<sup>29)</sup> ものだということが分かるのではないだろうか。

ところでこのトゥボン法が成立する以前に、すでにフランス語の使用に関する法律が存在していた。大統領がジスカールデスタン、首相がシラクの時代であった1975年12月31日に最初の「フランス語の使用に関する法律」<sup>30)</sup> が成立していたのである。その内容は「これまでの政府機関内部でのフランス語表現の統一・適正化ではなく、商業、労働関係、マスメディア等の一般的社会活動を通じて、私的領域におけるフランス語表現の統一・適正化をも狙うもの」<sup>31)</sup> であり、フランス語使用義務違反に対する罰金刑などが科される旨の記載もあったが、現実にはそれを施行するためのデクレが制定されなかったため<sup>32)</sup>、たいした効果を有せず、その発展的解消を狙う意味でも、トゥボン法は制定されたのであった。

しかしながら、憲法第2条第1項とその具体的法律であるトゥボン法は、直接の目的としては地域言語の排除・衰退を狙ってはいないながらも、それがその方向に利用されうる可能性を持っていると理解できるであろう。

### 第3節 トゥボン法一部違憲判決

#### 第1項 単一公用語主義と思想および意見のコミュニケーションの自由の関係

地域言語の排除・衰退の可能性を持ったトゥボン法に対しては、立法者は憲法第34条に掲げられた権限を見誤ったなどの理由から、この法律の第2、3、4、6、7、12、13、14、17条が憲法に違反するとして憲法院に付託が行われた<sup>33)</sup>。そこで憲法院はまず人と市民の権利宣言第11条に、「思想および意見のコミュニケーションの自由は人にとって最も貴重な権利であって、ゆえにすべての市

民は、法が規定するこの自由の濫用に責任を持つという留保つきで、話し、書き、自由に伝達することができる」と規定された表現の自由の価値を確認した。そのうえで、たとえ「憲法第34条により、『公民権、および公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障に関する規律』を定める権限を有する立法者には、自由な伝達の権利および話し、書き、印刷する自由の行使に関する規律を制定する権限が与えられているにしても、自由の存在が他の権利および自由の尊重を本質的に保障することになるだけに、より一層貴重なものとなるような基本的自由が問題となっているのであるから、その行使をより効果的なものとし、または憲法的価値を有する他の規律または原理と調和させるということを目指した場合にのみそれをなすであろう」として、立法者の権限には制約があることを確認した。そしてこの意味で立法者の権限は、各人の思想の表現のために最も適するものと判断し、各人が選んだことばを選ぶ自由を含意する人権宣言第11条と、一方で憲法規定として存在する憲法第2条第1項の公用語規定との調和をもたらすことにあると憲法院は解した。以上のように、立法者に言語の問題に関する大きな選択権を付与する解釈を憲法院は行っており、「立法者が定めた場面・状況においてフランス語の使用を強制することは立法者の自由」であると判示しているが、他方それは翻訳の使用までは排除しない。換言するに憲法院は、立法者がいかなる場合でも市民にフランス語を使用させる絶対的な権限を有しているとまでは解していないといえるであろう。

## 第2項 公私二分論に基づく公用語使用の強制の正当化

このような立法者権限の解釈に加えて、「言語の内容に関しては、立法者がなしたように、公法人、並びに公役務を担う私法人に公式専門用語の使用を強制することを同じく立法者が規定することは自由」であるが、「人と市民の権利宣言第11条によって宣言された思想と表現の基本的自由を考慮して、公私を問わず、ラジオ・テレビ放送に携わる組織及び機関に対して、刑罰を科すことを担保として、同様の義務を命じることは立法者には許されな」という公私二分論を、憲法院は展開する。ここにいう公的領域と私的領域の境界は、国民の利益のために公的機関が関与することにある。そのため公的領域は、常に

フランス国民の平等を追求するため、トゥボン法が予定する、「商業実務に関する第2条第2項、および公道・公共の場所または公共交通機関に関する第3条第1項第2段は、公法人および公役務を担う私法人以外の人に対して適用される限り、憲法に違反するとの結論が導かれる」と、憲法院は判示したのである。そして同様の理由から、第2、3、8、9、10条および第12条第5項の規定は、「公法人および公役務を担う私法人と他の私人を区別していない」ため、憲法に違反するとも判示した。さらに立法者は、「人権宣言第11条に違反することなしに、公役務を担う範囲外の私法人に、行政命令によって公式専門用語の形式で定義されたある用語もしくは表現を用いることを、刑罰を科すことを担保として義務づけることはできな」いため、刑罰規定である第17条に関しても、違憲判断を下した。

以上の本判決で用いられた公私二分論は、1996年のフランス領ポリネシアの自治権強化を目的とした法律に関する憲法院判決<sup>34)</sup>でも用いられた。同法律第7章は、「文化的同一性 (identité)」と題し、「公用語はフランス語であり、タヒチ語およびその他のポリネシア語は使用できない」(第115条第1項)、「タヒチ語は幼稚園および初等教育、さらに中等教育の正規の授業において教えられる教科である。タヒチ語は、特定の学校においては、議会の決定に基づいて他の言語に代替されうる」(第115条第2項)と規定している。そのため憲法院判断が求められたのであるが、憲法院は、この第115条第1項について「フランス領ポリネシアにおいて公法人および公役務を担う私法人、さらに行政および公役務の利用者にはフランス語の使用が義務づけられる」とし、「これ以外のいかなる解釈も憲法第2条に反する」とし、また同条第2項については「平等原則を十分に認識し、タヒチ語およびその他のポリネシア言語の教育を生徒に強制してはならないし、教育に関する公役務を保障し、またはそれに参加する利用者全体の有する権利または義務を、修学中の生徒から奪うことを目的としてはならない」と判示した。そしてトゥボン法判決とこのフランス領ポリネシア判決で確立した法理、すなわち私的領域では1789年人権宣言第11条に定める表現の自由が十分に保障され、フランス語以外の言語の使用も認めるが、公的領域ではフランス語のみが必ず強制されるべきとする公私二分論は、次章

で確認する欧州地域少数言語憲章違憲判決でも採用されている。

以上のことから、この憲法院判決により、フランスではフランス語を使用することに同意するフランス国民の平等を実現するために、一切の公的領域では公用語としてのフランス語の使用が強制され、また家庭の中などの「私」を想定した場面においては自由にどのような言語を使用してもかまわないという、公私二分論が徹底されていることが理解できる<sup>35)</sup>。そのため公的領域における地域言語の使用は、フランスでは許されないものと判断されるのである。その一方で、私的領域における言語選択の自由は、人権宣言11条に規定された「思想と表現の基本的自由」に基づいて保障されることも憲法院は判示した。すなわち、公的領域を拡大して個人の自由を制限するような立法に歯止めをかけることも憲法院は同時に判示したのである。だがトゥボン法に立ち返って考察するに、同法律は第21条で「本法の規定は、フランスの地域言語に関する法令に影響をあたえるものではなく、地域言語の使用については適用されない」と規定しており、フランス語を保障するにも関わらず、それでも地域言語の使用は禁止の対象とはなっていないことは明らかであろう。そこで地域言語問題における公私二分論による解決が妥当であったかどうかは、疑問と言わざるを得ない部分も残る<sup>36)</sup>。加えてトゥボン法に関する憲法院判決においても、たとえ公的機関で公用語以外の言語が使用されたとしても、それを翻訳するという手段を禁じることは行わず、むしろその手段を用いることを推奨しているとも読み取れる。しかし、この憲法院判決で用いられた公私二分論に基づく単一公用語主義は、公用語規定の本来の目的とはかけ離れて、地域言語を抑圧させる効果をも発揮させてしまう性質も有する。次章の欧州地域少数言語憲章に関する憲法院判決の分析から、この公私二分論が有する地域言語抑圧の効果を明らかにする。

1) Loi constitutionnelle n°92-554 du 25 juin 1992 *J.O.* du 26 juin 1992, p.8406 et s.

2) 同条約は、これまでの欧州共同体 (EC) を中核にして新たに政治共同体としての欧州連合 (EU) を設立するためにオランダの古都マーストリヒトで開かれた EC の首脳会議の際に締結された条約である。同条約は具体的に、安全保障のための集団安保・防衛体制の構築、経済・通貨の統合、ヨーロッパ内での「人の自由移動」などの労働

面の社会政策決定権限を構成国から欧州共同体執行部に移譲することなどを規定しており、1993年11月1日に発効された。安江則子『ヨーロッパ市民権の誕生』(丸善ライブラリー、1992年)131-157頁参照。

- 3) マーストリヒト条約の批准に対してフランス政府は、その憲法適合性が問題となると判断をした結果、1992年3月11日にミッテラン大統領(当時)は憲法第54条に基づき憲法院付託を行って判断を委ねた。そこでは、一部内容の違憲判決が下され、憲法改正後でなければ条約を批准しえない旨が判示された(Décision n°92-308 DC du 9 avril 1992。辻村みよ子「欧州連合条約(マーストリヒト条約)の憲法適合性 — マーストリヒト第1判決」フランス憲法判例研究会(編)『フランスの憲法判例』(信山社、2002年)24-29頁参照。
- 4) 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂、2012年)107-108頁参照。
- 5) Florence Benoit-Rohmer, « Les langues officieuses de la France », *R.F.D.C.*, 2001, n°45, p.9.
- 6) 江藤英樹「フランスにおける言語権問題に関する憲法院判決とそれをめぐる憲法論議の考察」『法律論叢(明治大学)』第74巻第4・5合併号(2002年2月)376・384頁参照。
- 7) 欧州評議会は、第二次世界大戦におけるジェノサイドの経験を反省して、戦後、ヨーロッパ共通の人権保障システムの構築を目指して1948年に設立された。欧州評議会規程第3条は、「世界人権宣言中に述べられた権利の若干のものを集団的に実施するために」、「法の支配の原則」と、管轄にあるすべての人に「人権と基本的自由」の享受の原則を受諾することを指針として定めている。欧州評議会は、この指針に基づいて1950年に欧州人権条約を、そして1961年には欧州社会憲章を採択し、その運用を通じて、正義と平和が「真に民主的な体制」と「人権についての共通した尊重」に立脚し、加盟国間での人権の保護と促進の統一を実現することを目的とする(欧州評議会規程前文)。またこの欧州人権条約は、その実施機関として欧州人権委員会と欧州人権裁判所を備え、同条約の履行監視として、同裁判所への個人申立制度および国家申立制度を設けている。しかし、同裁判所の判決は宣言的効力を有するにすぎず、それに従うかどうかは締約国に委ねられる。杉原泰雄(編)『新版 体系憲法辞典』(青林書院、2008年)193-196頁、F・スュードル(著)、建石真公子(訳)『ヨーロッパ人権条約』有信堂(1997年)93頁参照。
- 8) Council of Europe, European charter for regional or minority languages, Strasbourg, 5. XI.1992. 出典：<http://conventions.coe.int/treaty/en/Treaties/Html/148.htm> (2013.9.20閲覧) 同憲章の採択背景および規定内容は第3章で分析する。
- 9) 「ことばは近ければ近いほど差別感が生じ、遠ざかれれば別の言語になりうる」という、言語環境の法則を考慮すると、英語とフランス語(たとえばnature「自然・本質」という語は発音のみのちがいである)の近さからくる危機感と思われる。田中克彦『ことばと国家』(岩波書店、1981年)175頁参照。
- 10) 大山礼子「海外法律情報 フランス語使用法案」『ジュリスト』No.1045(1994年)117頁。
- 11) Assemblée Nationale Rapport N°2676 de M. Gérard Gouzes, depute, fait au nom de la commission des lois, depose le 9 mai 1992. 出典：[http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/rapport\\_2676.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/rapport_2676.asp) (2013.9.20閲覧)
- 12) 長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題 — 地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって—」『立命館国際研究』12巻3号(2000年)223頁。

- 13) *Compte rendu intégral, Première séance du mardi 12 mai 1992, Assemblée Nationale, J.O. du 13 mai 1992, p.1018.*
- 14) *Ibid.*, p.1019.
- 15) *Compte rendu intégral, Séance du mercredi 10 juin 1992, Sénat, J.O. du 11 juin 1992, p.1539.*
- 16) 渋谷謙次郎 (編)『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』(三元社、2005年) 251頁。
- 17) 大山礼子、前掲 (注10) 117頁。
- 18) Florence Benoit-Rohmer, *op.cit.*, p.9.
- 19) Guy Carcassonne, *La Constitution dixième édition*, Éditions du Seuil 2011, pp.47-48.
- 20) *Ibid.*, p.48.
- 21) *Loi n°94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française, J.O. du 5 août 1994, p.11392 et s.* なお本稿で以下、同法の条文を取り上げる際は、小原清信「フランス公法判例研究：いわゆるトゥーボン法違憲判決の研究 (フランス語使用義務法の一部を意見とした事例)」『久留米大学法学』(第27号、1996年) 81-122頁内で邦訳された箇所を参照した上で、自ら訳を選んでいる。
- 22) 当時の文化大臣であったジャック・トゥボン (Jacques Toubon) がこの法律を率先して作成、提出および可決をさせたためそう呼ばれる。長谷川秀樹、前掲 (注12) 223頁参照。
- 23) 掘茂樹「問われているもの フランスの現在」『月刊ふらんす』(1995年6月号) 85頁。
- 24) 大山礼子、前掲 (注10) 117頁。
- 25) 杉本篤史「フランス憲法における『言語』の概念—フランス語の使用に関する1994年8月4日法律と憲法評議会決定—」『早稲田大学教育学部 学術研究 (地理学・歴史学・社会科学編)』第44号 (1996年) 13頁。
- 26) Jacques Toubon, « Témoignage sur la genèse et la postérité de la loi du 4 août 1994 par celui dont elle porte le patronyme », in Anne-Marie Le Pourhiet (direction), *Langue(s) et Constitution(s)*, ECONOMICA, 2004, p.253.
- 27) この当時の刑法433-5条第2項は、公務を執行する者を妨害した者には6ヶ月の懲役と50,000フランの罰金を与える旨が規定されていた。出典：  
[http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?jsessionid=FA58E646FE2FD702FD55B5BAD4F8FC03.tpdjo13v\\_1?idArticle=LEGIARTI000006418552&cidTexte=LEGITEXT000006070719&categorieLien=id&dateTexte=19960722](http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?jsessionid=FA58E646FE2FD702FD55B5BAD4F8FC03.tpdjo13v_1?idArticle=LEGIARTI000006418552&cidTexte=LEGITEXT000006070719&categorieLien=id&dateTexte=19960722) (2013.9.20閲覧)
- 28) 小原清信、前掲 (注21) 110頁。例えばcouscous、paella、salami、vodkaなど。
- 29) 杉本篤史、前掲 (注25) 18頁。
- 30) *Loi n°75-1349 du 31 décembre 1975 relative à l'emploi de la langue française, J.O. du 4 janvier 1976, pp.189-190.*
- 31) 杉本篤史、前掲 (注25) 15頁。同法制定以前の1966年3月31日には、フランス語の乱れの実態を把握するため、ド・ゴール大統領によって「フランス語保護普及高等委員会 (Haut comité pour la défense et l'expansion de la langue française)」設置のデクレが出された。さらに1972年1月7日には、シャバンデルマス首相のデクレによって、「フランス語用語委員会」の省令による設置が可能となっていた。同委員会は、国の公行政に関わる範囲、とりわけ官公庁の内部文書または届出文書に適正なフランス語が使用されるようにするため、必要なフランス語表現ないし用語の提示を任務としていた。し

かしのデクレは、省令により国の公行政に関わる範囲でのフランス語の使用を要求するものであったため、その効力は極めて限定されたものであったといえる。そこで単一公用語主義の政策を立法化して、それを厳格に実施することを目的として、1975年12月31日に「フランス語の使用に関する法律」が成立したのである。

- 32) 二見道雄「フランスの“挑戦”〈法律で英語ボイコット〉」増田純男(編)『言語戦争』(大修館書店、1978年)100頁参照。
- 33) *Décision n° 94-345 DC du 29 juillet 1994, J.O. du 1er et 2 août 1994, p.11240 et s.* なお本稿では、小原清信「表現の自由とフランス語保護法の憲法適合性」フランス憲法判例研究会(編)、前掲(注3)165-170頁の翻訳を参照した上で、自ら訳を選んだ。
- 34) *Décision n° 96-373 DC du 9 avril 1996, J.O. du 13 avril 1996, p.5724 et s.*
- 35) こうした公的領域と私的領域を区分した上で、公的領域での言語選択の自由の縮減を徹底することは、均質な市民像を描き出し、この市民が国家権力を抑制して自らの自由や権利を保障することを目指す近代立憲主義の徹底のために、フランス革命以降から行われてきた(第1章参照)。
- 36) 第4章で分析するが、フランスでは1980年代以降、公立の教育機関において地域言語教育が行われる条件を整備する立法がなされ、また公共放送局において地域言語放送の確保が図られる立法もなされているためである。

### 第3章 欧州地域少数言語憲章に関する憲法院判決

前章で確認したように、たとえ公用語規定を憲法上に挿入したとしても、それは本来、地域言語の排除を含む意味を持たなかった。しかし憲法院は、トゥボン法に関する違憲性の判断の際に、公私二分論という手法を採用し、公的領域においては公用語であるフランス語が使用されるべきことを導き出した。ここにいう公的領域とは何であるかについてはこの判決の中では述べられていないため、より詳細な分析を行う必要があろう。この点に関しては第4章以下で分析を行う。本章で取り上げるのは、1999年に、欧州地域少数言語憲章<sup>1)</sup>の批准が可能かどうかについて付託された憲法院が、トゥボン法一部違憲判決で憲法院が採用した公私二分論を援用し、この憲章を違憲であると判断した判決<sup>2)</sup>の分析である。憲法院は、この公私二分論がフランスの憲法原理の要請に基づくものであると同判決の中で明確にしている。その結果、フランス国内で地域言語を抑圧する効果を生じさせているのである。



## 第1節 欧州地域少数言語憲章の成立背景およびその規定内容

はじめに、フランス国内で批准が可能であるかが問題とされ、憲法院にその判断が付託された欧州地域少数言語憲章とはどのようなものか、確認しよう。

### 第1項 欧州地域少数言語憲章の成立背景とその目的

1950年11月4日に署名が開放され、1953年9月3日にその効力が発生した欧州人権条約（人権及び基本的自由の保護のための条約）<sup>3)</sup>は、第14条で「国内少数者集団への所属（association with a national minority）」等の理由によるいかなる差別もなく、この条約の権利および自由が享受されることを規定している。しかし欧州の「各国家はマイノリティの権利を認めると分離独立運動を助長し、国家の安全を損なうと考えていた」<sup>4)</sup>ため、マイノリティである人々に自分の母語を使用する機会とその権利を認めなかった。それどころか欧州の各国家は、同化政策としてマイノリティの存在を失くすような行動や措置すら実施していた。この点についてフランスは、「領土の完全さと国民の一体性を危険状態に置くことのない配慮（souci）」<sup>5)</sup>のために、憲法に第2条第1項の公用語規定を導入するなどして、言語的マイノリティを含め、マイノリティの権利全般を認めないでいた。しかし、そうしたマイノリティの現状について、現在の欧州連合（EU）<sup>6)</sup>の前身である欧州経済共同体（EC）の議会は1981年に、「EC諸国市民の12人に1人が、自国の公用語（official language）を完全に使いこなすことができず、いわゆるマイノリティ言語を母語としている」<sup>7)</sup>ことを報告している。つまり同化政策を欧州の各国家がいくら強めたところで、そのマイノリティの存在を否定することはできないことが指摘されているのである。そのためこの指摘を機に、欧州におけるマイノリティが存在することに加えて、マイノリティ言語が存在することの重要性が確認されていくこととなった。

そこで、欧州共同体の議会によって指摘された言語的少数者が虐げられている欧州の現状を是正する目的をもって、欧州評議会の独立諮問機関であるヴェニス委員会（Commission de Venise）<sup>8)</sup>は、新たな施策を提言した。なぜならヴェニス委員会も欧州共同体の議会と同様に、上記のヨーロッパにおける言語

的少数者の不遇な状況を捉えていたからである。これに対し欧州人権条約は、個人の人権および基本的自由を保障することを目的とするものであり、第14条で性別や人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見、国籍や社会的な出身、少数民族への所属、財産、出生、その他の地位等に基づくいかなる差別の禁止に言及している<sup>9)</sup>。しかしこのような規定が存在しているとしても、言語的少数者の直接的な保護にまでは至らず不十分である。この点で欧州人権条約は、言語的少数者の保護のためには「一定の不備 (lacune)」があることを同委員会は確認し、そこで「少数者にとって、自身の言語の保護と促進の要 (la clé de voûte) を形成する母語 (langue maternelle) での教育の保障」を目指して、欧州地域少数言語憲章を提案したのである。それを受けて、1992年6月25日にストラスブールで開かれた欧州評議会は、欧州地域少数言語憲章を採択したのである。

それゆえ本憲章の直接的な目的は、「ヨーロッパの文化的な遺産の危機的構成要素がある限り、地域・少数言語を保護し、奨励すること」にある。しかし本憲章の目的は一方で、「言語的権利が、ヨーロッパのレベルにおいて、集団の保障 (d'une garantie collective) の恩恵に浴するべきかどうか」、あるいは「欧州地域少数言語憲章の諸条項に基づく強固な核 (noyau dur) の創出が、こうした権利の保障のために適切であるか」といった問題を生じさせる。そこで同委員会は、本憲章が「国内で (dans un Etat) 地域・少数言語を実践する人たちを考慮した個人的なもしくは集団的な権利 (droits individuels ou collectifs) の創設を求めない」ものであると解釈し、この問題の解決を図ろうとしている<sup>10)</sup>。つまり本憲章は、常に『『国民主権と領土の完全さを脅かさない限りにおいて (dans le cadre de la souveraineté nationale et de l'intégrité territoriale)』』、『民主主義と文化多様性の原則 (les principes de la démocratie et de la diversité culturelle) に基づくヨーロッパ構造への重要な貢献』となるものとして『異文化と多言語主義の価値 (la valeur de l'interculturel et du prulinguisme)』を保護しようと努める』ものであるとするのである。実際、すでにそのような保護は各国において実施されてきており、そのような保護政策には何も驚嘆すべきことはなく、「憲章は締約諸国の側に、少数言語 (の現状) を考慮した積極的な措置 (actions

positives) を働きかける」ものにすぎない、というのがヴェニス委員会の本憲章に対する見解である<sup>11)</sup>。

欧州地域少数言語憲章はその目的について、以下のように具体的に規定している。本憲章はその第7条<sup>12)</sup>で、地域・少数言語の保護と奨励の重要な枠組みを構成する原則と目的を列挙している。この条項は、明確な規範を包含していないが、締約国がその領土上で使用されている地域・少数言語の調和のために、政策を立案し、立法を行ってそれを実施するための基盤を規定しようと努めるものであることを明言する。そして同条第1項a.)では、地域・少数言語の存在と使用の正当性の承認を、同項b.)では、各地域もしくは少数言語の地理的な領域の尊重を、同項c.)およびd.)では、地域・少数言語の現状を考慮した積極的な措置の必要性を、同項f.)およびh.)では、地域・少数言語の教育や研究の保障を、同項g.)では、これらの言語を習得できるように、地域・少数言語の話者でない者に対する規定を置き、地域・少数言語を話す集団との関係を考慮して、それらの保障を行うことを特に目指している。ヴェニス委員会によると、この第7条は、地域・少数言語保障のための原則を列挙する本憲章の「強固な核」となっている。すなわち同委員会は、「各締約国が、([締約国内の地域・少数言語の各状況に応じて] これらの原則のいくつかを [選択し]、) その領土上で使用されている地域・少数言語の全体に適用することを約束する (chaque Partie s'engage à appliquer (certains principes) à l'ensemble des langues régionales ou minoritaires pratiquées sur son territoire)」ことを規定した第7条こそ、本憲章の意義を明確にしているものであると捉えているのである<sup>13)</sup>。

## 第2項 欧州地域少数言語憲章の構成と義務

以上のような目的と原則を有する欧州地域少数言語憲章であるが、本憲章第2条第2項<sup>14)</sup>は、各国家内の所属民によって伝統的に話されている歴史的な言語である地域・少数言語について<sup>15)</sup>、具体的には本憲章第3部以下、第8条から第14条までの項目のうち、35項目を各国が取捨選択し、保障の同意を与えれば批准が可能であると規定している。つまり「アラカルト (à la carte)」形式を採用しているのである。そこで次に、このアラカルト形式に従ってとられる

べき、本憲章第3部の「公的生活 (la vie publique)」での地域言語または少数言語の使用を促進する措置の内容について確認しよう。この第3部は具体的な地域および少数言語の使用に関する場面について規定している。この第3部に該当する第8条には教育、第9条では司法機関、第10条では行政機関および公共サービス、第11条では放送メディア、第12条では文化的活動および施設、第13条では経済的および社会的な生活、第14条では越境交流<sup>16)</sup>、という場面における地域言語または少数言語の使用促進が規定されている。具体的に見るならば、たとえば初等教育や中等教育での地域言語または少数言語の実践(第8条第1項bおよびc条項)や、地域言語による放送局の設立(第11条第1項a～c条項)から、司法機関や行政機関および公共サービスにおけるそれらの促進に至るまで、地域・少数言語の使用を促進すべき「公的生活」の領域が第3部内で幅広く規定されているのである。そこでこの第3部に規定される「公的生活」におけるそれらの使用促進という解釈が、フランスでは問題となる。しかし先に確認した通り、欧州地域少数言語憲章は、締約国が全項目を承認しなくてはならないというのではなく、アラカルト形式を採用している。したがってこのような憲章の独特な構造における、地域・少数言語の多様性への適応性の論理は、本憲章のすべての締約国に受け入れられるべき一律の「義務 (obligations)」を強要するものではない。このように、締約国の選択方式によって生じる義務的效果を有する本憲章は、地域・少数言語話者に対する権利性の付与というものが前面に押し出されないように注意して規定されているのである。そのため、ヴェニス委員会は本憲章を、「憲章が国内で (dans un Etat) 地域・少数言語を實踐する人たちを考慮した個人的なもしくは集団的な権利 (droits individuels ou collectifs) の創設を求めない」ものとして説明することができたのである。

## 第2節 欧州地域少数言語憲章違憲判決

### 第1項 欧州地域少数言語憲章に対するフランスの反応

フランスでは、こうした内容を持つ欧州地域少数言語憲章の批准に対する大

論争が巻き起こった。1992年11月5日に署名が開放された欧州地域少数言語憲章は、その当日にスペインやドイツ、オーストリア、フィンランド、ハンガリー、リヒテンシュタイン、ルクサンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェーが署名を行うなど、1994年までに欧州評議会加盟国47カ国中13カ国が署名を行うに至っていた<sup>17)</sup>。しかしフランスは本憲章採択と同日の1992年6月25日に、共和国の基本原理の再確認、そして英語が世界的に普及する言語となっていたことに対抗することを目的として、第2条第1項の「共和国の言語はフランス語である」という公用語規定を導入したことが示すように、国内の多言語主義を受け入れる方向とは正反対の路線を選択した。だが前章で明らかにしたように、公用語規定の創設を主導した当時のトゥボン文化・言語相も、言語の多様性を維持し、強化していくことこそが重要であるとの認識を示していたことに加え、その審議の過程では地域言語の存在を否定するものではなかったことが明らかであったことには留意しておくべきである。

他方、国内の英語浸透に対抗する手段として、1994年7月1日に可決された公用語規定の具体化法律（トゥボン法）が制定されるなど、国内での公用語優位の状況が、本憲章の採択以前にフランスで蔓延していたのも事実である。しかし本法律に関する大統領審署前の判決で憲法院は、第一に、人権宣言第11条を「自己の思想を表現するについて最も適切と各人が考える用語を選択する、各人のための権利を包含」と解釈しており、フランス語が地域言語等の用語を取り込みながら進化していることを認めた。ここから憲法院は地域言語の使用という表現手段の選択の自由をこの人権宣言第11条の表現の自由に基づき認めているかのように読み取ることができる。だがそれと同時に憲法院は、地域言語の使用を制限する解釈も行ったのである。すなわち、「公法上の法人及び公役務の任務を行使する私法上の人に対して、公式の用語の使用を強制することは立法者に許されている」とする公私二分論によって、地域言語使用に対する一定の制約が課せられることも確認したのである。憲法院はトゥボン法に対して、この公私二分論という論理構成で、私的領域における公用語の強制規定に関してのみ違憲との判決を下した。このようなフランス国内の英語浸透に対応する状況から、フランスでは公用語と対峙された結果として、公的領域

においてその存在が無視され排除されてきた地域言語の承認の問題が再浮上してこざるをえず、当然ながら大論争が巻き起こることとなったのである。

こうした中で当時のシラク大統領は、ブルターニュ地方において、「私は、常に、文化の表現としての地域語の維持および発展に好意的であることを示し続けてきた。私は、精一杯フランス語圏を擁護すると同時に、その他の言語の話者に対しても、コミュニケーション技術、情報ハイウェイ (autoroutes de l'information) 等の発展を通じた文化の画一化によって、今日我々が経験しているリスクと闘うために協力するよう要請する。それぞれの文化は貴重なものであり、かつ一般に文化は言葉を通じて表明されるものである。そうした意味において、地域・少数言語は貴重なものとみなさなければならない」<sup>18)</sup>と述べ、地域言語の使用機会の拡大にも前向きな姿勢がフランス国内に広がっていた。一方、当時の保守与党でド・ゴールのフランス国家の独自性の考え方を引き継ぐ共和国連合総裁であったアラン・ジュペ (Alain Juppé) 首相は、こうした状況が公的領域で地域言語の使用を許可する欧州地域少数言語憲章への署名や批准問題に結びつくことに懐疑を抱き、コンセイユ・デタに意見を求めた。コンセイユ・デタは1996年9月24日、「憲章を批准する締約国が選択しなければならないことになっている9条および10条の規定は、裁判・行政との関係で、地域・少数民族言語の使用に対する真正の権利を承認するもので、憲法第2条の『共和国の言語はフランス語である』という規定から生ずる義務に反する」として、当該憲章の採択が共和国の言語をフランス語と定める憲第2条に抵触すると結論付けた<sup>19)</sup>。このコンセイユ・デタの意見が表明されたことで、地域言語の承認問題は一旦沈静化されたかのように思われた。しかしその後、1997年に国民議会総選挙が行われ、憲章批准に意欲的であった社会党政権が誕生し、リオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) が首相に就くと状況が一変した。彼の要請に基づいて、社会党の国民議会議員でありカンパー (Quimper) 市長でもあるベルナル・ポワニャン (Bernard Poignant) によって、「フランス共和国はフランス内の諸言語を国民の文化的な遺産 (patrimoine) の要素として促す」べきであるとの旨の報告<sup>20)</sup>がなされた後、これを受けて政府は欧州地域少数言語憲章の署名と批准を推奨し、憲法原理とそれを両立させるため

の詳細な鑑定 (expertise) を憲法学者ギ・カルカッソヌに依頼したのである<sup>21)</sup>。カルカッソヌは本憲章と憲法は抵触しないとしたうえで、その理由として、「第一に『言語憲章』はあくまで地域少数言語の保護を目的とするものであり、第二に『これらの言語は、フランスが共有すべき文化遺産である』」ということを列挙した。そのうえで彼は、これらの理由を踏まえると、憲章第3部の全98項目のうち、52項目を選択することが可能であるため、フランス国内での欧州地域少数言語憲章の批准も可能であることを示唆した。この鑑定結果に基づき、フランスは1999年5月7日にハンガリーの首都ブタペストで行われた欧州評議会50周年記念式典において憲章のうちの39項目に署名を行った。しかし、その憲章署名に対して一方では「地域主義者の諸集団 (les groupes régionalistes) から、少なくともフランスが地域言語に真の成熟を許可するのに十分ではない」<sup>22)</sup> 状態にあることが指摘された。換言すれば、地域言語を促進するにはまだ適当な環境が十分に与えられていない状況下での本憲章の批准が地域言語に対する反発を招き、逆にその立場を危うくするかもしれないという懸念が訴えられているのである。また他方で、当時の内務大臣シュヴェーヌマン (J.-P. Chevènement) から『主権主義者ら (souveranistes)』も、(本憲章を)『フランスを幾ばくか連邦の論理に引き込む新たな法規』である<sup>23)</sup> ととらえ、その署名に反対の立場を表していた。つまり、「地域主義者」からも、「主権主義者」からも、憲章の署名・批准には反対の意が示されていたのであった。そこでシラク大統領は、憲法第54条に基づき憲法と憲章の適合性の判断を憲法院に提訴し、その判断を委ねたのである。

## 第2項 欧州地域少数言語憲章に対する憲法院の判断

(1) 共和国の不可分性・人民の単一性・平等原則の3つの憲法原理と集団性の否定

第一に、本憲章の批准について憲法院は、その「義務」の内容が、「地域・少数言語の話し手の『集団』に、これらの言語が使われている『地域』内部で、特別な権利を付与する (confère des droits spécifiques à des “groupes” de locuteurs de langues régionales ou minoritaires)」ものととらえ、それが「共和国の不可分性、

法律の前の平等、フランス人民の単一性という憲法原理を侵害する (*porte atteinte aux principes constitutionnels d'indivisibilité de la République, d'égalité devant la loi et d'unicité du peuple français*)」がゆえに、フランスにおける「憲法的価値 (*valeur constitutionnelle*)」を有する「基本原理」を強調して違憲判決を下し、フランスは本憲章を批准できないことを判示した。すなわち憲法院は、まず、不可分の共和国であること、すべての市民の法律の前の平等を保障することに言及する憲法第1条が憲法的価値を有することを確認した。加えて憲法院は、「いかなる部分も国民の主権の行使を自己のものとすることができないというフランス人民の単一性 (*unicité*) の原則もまた憲法的価値を有する」と述べた。そして憲法院は、これら「共和国の不可分性」、「法律の前の平等」、「フランス人民の単一性」を「基本的な原理 (*principes fondamentaux*)」であることを確認し、これを侵害することはできないと解釈した。こうした憲法院の判断により、地域・少数言語話者の集団的な権利を認める本憲章は、個人主義を前提としたフランスで批准することができないとする結論が出されたのである。

## (2) 公私二分論による公用語の不可侵性の判断

また憲法院は、「フランス語の使用は公法人 (*personnes morales de droit public*)、および公役務の職務を行使する私法人 (*personnes de droits privé dans l'exercice d'une mission de service public*) に強制される」と判示し、トゥボン法違憲判決から導き出された公私二分論を援用して、欧州地域少数言語憲章の違憲性を判断している。ただし、「私人 (*particuliers*) は、行政と公役務との関係で、フランス語以外の言語の使用に対する権利を主張することができない」とも同時に判示している。さらに憲法第2条第1項の公用語規定の適用範囲から、「教育、研究、視聴覚コミュニケーション (*communicarion audiovisuelle*)」の領域は除かれるとも判示している。

そこでやはり問題となるのは、憲章第3部以下の規定である。具体的な規定内容を再度確認していこう。同第8条に規定されている教育における地域・少数言語の使用促進は、就学前教育・初等教育・中等教育・技術的および職業的教育における地域言語または少数言語によるカリキュラムの導入などを目標



し、「国家の役割 (rôle de l'État)」として、高等教育機関における地域言語・少数言語の言語研究のための、便宜提供の奨励および認可をしようというものである。また公的機関による成人教育または生涯学習としての地域・少数言語教育の促進および奨励を考慮し、地域言語または少数言語の歴史および文化に関する教育を確保するための措置をとることもその目的である。「司法機関 (Justice)」における地域・少数言語の使用促進に関する同第9条の規定は、刑事・民事・行政問題に関する裁判所の手続において必要な場合に地域言語または少数言語を使用する権利を保障することを目指すものであると解釈できる。また「国内で作成された法的文書 (des actes juridiques)」の効力を、それが地域言語または少数言語で作成されていることのみを理由にして、否定しない旨も同時に、同条で規定されている。同第10条の規定する、行政機関および公共サービスにおける地域・少数言語の使用促進は、「行政機関が地域言語または少数言語を使用するように留意すること (à veiller à ce que ces autorités administratives utilisent les langues régionales ou minoritaires)」を目指すものである。具体的には、行政機関職員への問い合わせの際の地域・少数言語の使用の許可や、住民が頻繁に使用する「行政文書および書式 (des formulaires et des textes administratifs)」が地域言語または少数言語で、もしくは2言語併用形式で利用できるようにすることなどが同条に規定されている。同条は、少なくとも「地域機関または地方機関の枠内 (cadre de l'administration régionale ou locale)」での地域言語または少数言語の使用促進、具体的には「地方議会 (leurs assemblées)」での地域言語の使用なども目的としている。さらに同条は、行政機関にとって代わる公共サービスについても、各言語の状況に応じて、合理的に可能な限りで、地域言語または少数言語の使用機会を提供すること、そして要望に応じて、地域言語または少数言語での姓の使用または採用を行政機関が認めるべきであることも規定している。同第11条規定のメディアにおける地域・少数言語の使用促進は、メディアの独立と自治の原則を尊重しつつ、公的機関がこの分野における直接または間接的な地域言語または少数言語の使用を奨励または助長することを目標としている。具体的には、地域言語または少数言語が使用される1つ以上のテレビチャンネルの設置や、地域言語もしくは少数言語が使用さ

れるラジオ局、新聞の設立などがなされるべき旨が同条で規定されている。同第12条に規定される「文化的活動および施設 (Activités et équipements culturels)」における地域・少数言語の使用促進は、「図書館・ビデオ図書館・文化センター・博物館・資料館・アカデミー・劇場・映画館などの施設、文学作品・映画製作・庶民的文化表現 (d'expression culturelle populaire) ・フェスティバル・文化産業」などの文化的活動において、公権力が権限を持つ範囲内で、地域言語または少数言語で表現されることを奨励もしくは促進すべきことを目的としている。同第13条の「経済的および社会的生活 (Vie économique et sociale)」における地域言語または少数言語の使用促進の規定は、「雇用契約 (les contrats de travail)」のような社会的生活に関する文書、および製品・設備の使用説明書のような技術的文書における地域言語または少数言語の使用の正当な理由なく禁止もしくは制限する規定の撤廃や、公的機関が提供する「消費者の権利 (les droits des consommateurs)」に関する情報を地域言語または少数言語でも利用可能にすることを目標としている。同第14条の規定である越境行為における地域・少数言語の使用促進は、地域言語または少数言語のために、「境界を越えた (à travers les frontières)」協力を助長もしくは促進することを目標とする。

しかし、欧州地域少数言語憲章にいう「公的生活」(第7条1項d.)における地域・少数言語の使用の促進の意味は、上記の第3部の目的を果たすように努めるものであるはずであろう。そのため同憲章は、「公的生活」すべてにおいて絶対的な地域・少数言語の保障を目的とするものではなく、たとえ第3部の規定に従って地域言語または少数言語の使用促進を行ったとしても、彼ら／彼女ら話者に対する権利性の付与も伴うものではない。これは、本憲章の批准のためには第3部からのアラカルト選択方式を採用していることから理解されよう。すなわち欧州地域少数言語憲章は、地域言語または少数言語の使用を促進するための義務を規定したものにすぎないといえるであろう。だが憲法院は、同憲章が地域・少数言語話者に権利性を付与する効力を有するとして解釈し、その違憲性を導き出した。

加えて、本判決では文言上、これを批准するための憲法改正の必要性について言及されることもなかった。マーストリヒト条約以降、政府に国際条約批准

の意思があり、当該条約が違憲の疑いありと憲法院で判断される場合には、「条約の批准は、憲法改正の後でなければならない」と付言される形式がとられてきていた<sup>24)</sup>が、そのような形式は採用されなかったのである。この点に鑑みてもフランスでは言語的側面において、単一公用語主義と、それを具体化させる公用語規定が普遍的な規定であり、これを揺るがす憲法改正はできないと憲法院は解釈していることが理解できる<sup>25)</sup>。

### 第3節 憲法院判決の再解釈の可能性

#### 第1項 地域言語話者に対する集团的権利の承認という論点

さて憲法院は、「本憲章が、裁判、行政及び公役務機関を帰属させている『公的生活』において、フランス語以外の言語を使用することへの権利を承認する点で、憲法第2条第1項に反する」と判示し、公私二分論に基づいた単一公用語主義の理論を用いて、欧州地域少数言語憲章の違憲性を判断した。しかし本憲章は、この「フランス語以外の言語を使用することへの権利」を承認するものであったのだろうか。憲法院判決の再解釈をする上で、この地域言語話者への権利付与の問題から、憲法院解釈の妥当性をまず検討する必要がある。

自らも地域言語話者の一人であるフランス人、ジャン＝マリー・ヴァーリン (Jean-Marie Woehrling) によると本憲章は、「それに同意した国家への義務 (obligations)」を規定するものであるが、ここでいう「義務」とは「自国の法律がすでに憲章におけるのと同様の保障」を行っていない場合には、本憲章内に「設けられた措置の採用」が義務付けられることを指し<sup>26)</sup>、具体的には本憲章第3部以下の教育、ラジオ・テレビ放送、司法および行政手続などにおける地域言語または少数言語の使用促進措置を行うべきであることを意味する。しかし本憲章がアラカルト形式を採用していることから、憲章のすべての規定の促進措置を強制されるものではない。またすでに各締約国がそれを保障する立法等の基盤整備を十分に行っている場合には、「間接的」なものとしてその「義務」が捉えられる。そのため、このような「義務」の履行によって特定の集団に利益を供与することはない。なぜならこの「義務」の要求は、個人的に、

地域・少数言語を使用したいという願いや希望に応えるものだからである<sup>27)</sup>。そこで本憲章の義務は、「個人のための権利 (rights for individuals) に帰着するであろう」<sup>28)</sup>。すなわち本憲章は「地域・少数言語の原住民話者 (native speakers) に特別な権利」<sup>29)</sup>を付与しないものである。なぜなら憲章は、「地域・少数言語の使用を願う、地理的、民族的もしくはその他の判断の基準となるもの (criteria) とは無関係の、すべてのものための権利 (rights for everyone)」<sup>30)</sup>を考慮しているからである。こうしたヴァーリンの本憲章に対する解説に鑑みるに、憲法院が「地域・少数言語の話し手の『集団』に、これらの言語が使われている『地域』内部で、特別な権利を付与する」ものとして、フランスの共和国の不可分性に反することを判示したことに対して、本憲章の「義務」の意味内容を憲法院が取り違えて判断していたと批判されてもおかしくはない。そのように考えるのであれば、現在においてもフランスが、この1999年判決を引用して欧州地域少数言語憲章の批准に対する消極的な態度を貫いていることは政治的態度といわざるを得ないのかもしれない。ただしヴァーリンの解説は、必ずしも欧州評議会およびヴェニス委員会の個人的であれ集団的あれ、一切の権利の創設を求めないとする本憲章に対する見解とは一致しない。そのため、欧州評議会の地方・地域民主主義制度の推進者の一人であるフィリップ・ブレア (Philip Blair) が、彼の見解に対して、「本憲章の輪郭を描きだす役割」を担っているものの、本憲章の批准が開始される以前の本憲章に対する解説とは矛盾する部分があると紹介していることには留意すべきである<sup>31)</sup>。

いずれにせよ、憲法院が問題とした「集団的権利」を欧州地域少数言語憲章が創設する効力を有していないという点で両者は一致する。同憲章の効力について再解釈すると、憲法院が同憲章を「地域・少数言語の話し手の『集団』に、これらの言語が使われている『地域』内部で、特別な権利を付与する」ものであると判示したことに対する疑問を抱かずにはいられない。同憲章の違憲性を導き出すことを前提として、憲法院が以上のように解釈したようにも思える。

## 第2項 公私二分論と単一公用語主義の結合に関する論点

また憲法院が判示したように、公私二分論と単一公用語主義は必然的に結合されるべきものであろうか。本憲章の「公的生活」を指す公的領域とは、一切の公的領域と同義であったであろうか。コンセイユ・デタおよび憲法院によって言及された文言によると、本憲章の「公的生活」を指す公的領域は、「裁判、行政及び公役務機関」に限った公的領域に限定されるように思える。すなわち憲法院は、公用語使用の強制される領域をフランスの公的領域の中心である司法・行政といった公役務機関に限定して指し示していたのではないだろうか。また憲法院は、本憲章が立法における地域言語使用の促進規定まで置かなかつたことから、その判断を下していないが、立法領域における公用語使用を当然のものと考えているように思える。なぜなら、公用語という共通言語を媒介とせず、地域言語が立法、司法、行政領域で使用されることにより、それらに携わる個人間の平等が保たれず、言語ごとの集団を生じさせてしまうからである。このような領域におけるバラバラの言語使用は、フランスの公法学者が最も警戒する、身分制社会による階層分化を残すアンシャン・レジームと同様の封建社会を復古してしまうことになる。そこで立法、司法、行政といった領域での公用語使用は、現在も正当性が残りうる余地はある。

しかし、公的領域は細分化できるように思える。なぜなら次章で分析するように、地域言語の使用が許される公的領域が存在するからである。だが憲法院は、公私二分論と単一公用語主義の結合を展開し、本憲章の違憲性を判示した。本来、こうした公的領域の細分化を検討しないのであれば、公私二分論と単一公用語主義は必然的に結合しないであろう。にも関わらず、公私二分論によって公用語の使用領域と地域言語の使用領域の区分を憲法院が判示し、これに基づいて欧州地域少数言語憲章の違憲性を判断した。これには疑問が残るのである。

このように、改めて欧州地域少数言語憲章憲法院判決を分析するならば、多くの反論が了解される。本稿では、フランスにおける地域言語の憲法的保障の可能性を考える必要があるとみなして、この憲法院による公私二分論に基づく単一公用語主義の正当化の法理に対してより詳細な分析を行う。なぜなら、憲法第2条第1項の公用語規定を削除しようとする憲法改正の提案は行われてい

ないことはもちろんのこと、欧州地域少数言語憲章に関しては、憲法院の違憲判決を覆すことなく、現在に至るまでフランスはその批准を行っていないからである。つまりフランスが単一公用語主義を採用することは、普遍的な憲法原理からの要請であることが認められる。そこでこうした憲法原理の理解を前提として、第4章以下では、単一公用語主義の緩和とその限界を明らかにすることで、単一公用語主義と地域言語保障の両立可能性を検討する。

- 1) Council of Europe, European charter for regional or minority languages, Strasbourg, 5. XI.1992. 出典 <http://conventions.coe.int/treaty/en/Treaties/Html/148.htm> (2013.9.20閲覧) なお本憲章の条文の翻訳は、渋谷謙次郎(編)『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』(三元社、2005年)27-42頁を参照した上で、自ら訳を選んだ。
- 2) Décision n°99-412 DC du 15 juin 1999, *J.O.* du 18 juin 1999, p.8964 et s. 本判決についての先行研究は、糠塚康江『「地域・少数民族言語に関するヨーロッパ憲章」とフランス憲法—フランスの言語政策—』『関東学院法学』第10巻第2号(2000年)139-168頁、同「欧州地域語・少数言語憲章と共和国原理」フランス憲法判例研究会(編)『フランスの憲法判例』(信山社、2002年)54-59頁などがあげられる。本稿ではそれらにおける判決文の翻訳および解説を参照した上で、自ら訳を選んだ。
- 3) Council of Europe, Convention for the protection of human rights and fundamental freedom, Rome, 4.XI.1950. 出典：<http://conventions.coe.int/treaty/en/treaties/html/005.htm> (2013.9.20閲覧)
- 4) 渋谷謙次郎、前掲(注1)23頁。
- 5) Florence Benoit-Rohmer, « Les langues officieuses de la France », *R.F.D.C.*, 2001, p.25
- 6) 1950年にフランスとドイツが、戦後の反省から不戦の決意をもって、当時の軍需関連機関産業であった石炭と鉄鋼を共同管理下におく取り決めを交わしたことをきっかけに、1957年にはフランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6カ国の間で、欧州経済共同体条約(EEC)が締結された。欧州経済共同体条約は、1965年に欧州共同体(EC)に改組され、物・人・サービス・資本の自由移動と、公正な競争が確保された共同市場の設立を目標とした。その後、東西ドイツの統一などに影響を受けて、1992年に欧州共同体は、①欧州中央銀行の新設と単一通貨の導入、②共通外交と安全保障政策、③司法内務協力の3つを柱とする欧州連合(EU)設立条約が1992年に調印されたため、さらに欧州連合へと改組された。こうした欧州共同体・欧州連合は、加盟国の主権を部分的に譲り受け、その法体系が加盟国の国内法に優越する超国家的性質(*supra-nationalité*)を有する。そこで、その内容に従うかどうかは締約国に委ねられる欧州人権条約の間接的効力とは異なり、欧州共同体・欧州連合の法体系は、加盟国の拘束や加盟国の国民にも直接的義務を課すことも可能とする。杉原泰雄(編)『新版 体系憲法辞典』(青林書院、2008年)206-211頁参照。
- 7) 渋谷謙次郎、前掲(注1)23頁。
- 8) 「法による民主主義のための委員会(La commission européenne pour la démocratie par le

droit)」の別称である。

出典： [http://www.venice.coe.int/WebForms/pages/?p=01\\_Presentation](http://www.venice.coe.int/WebForms/pages/?p=01_Presentation) (2013.9.20閲覧)

9) 人権および基本的自由の保護のための条約

「第14条 差別の禁止

この条約に定める権利および自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、少数民族への所属、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。」

F・スュードル(著)、建石真公子(訳)『ヨーロッパ人権条約』(有信堂、1997年)182頁参照。

- 10) 条約であれ憲章であれ、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意は守られなければならないという原則が「条約法に関するウィーン条約」前文で確認されており、発効した条約・憲章はこの原則に従って当事国を拘束し、当事国にこれを誠実に履行する義務を負わせる。この条約・憲章の効力に鑑みるに、欧州地域少数言語憲章は本来、「地域・少数言語を保護し、奨励する」ための義務を当事国に負わせるものであって、「地域・少数言語を実践する人々を考慮した個人的なもしくは集団的な権利」を直接的に創設させるものではないと考えられる。そこでヴェニス委員会も、同憲章が地域言語使用者のための「個人的なもしくは集団的な権利の創設を求めない」ものであるとの見解を示したと思われる。杉原高嶺・水上千之・白杵知史・吉井淳・加藤信行・高田映『現代国際法講義 第5版』(有斐閣、2012年)279-318頁参照。

- 11) 出典： [http://www.venice.coe.int/webforms/documents/CDL-RA\(1996\)001-f.aspx#\\_Toc80439234](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/CDL-RA(1996)001-f.aspx#_Toc80439234) (2013.9.20閲覧)

12) 「第7条 目的および原則

1、地域言語または少数言語について、それらの言語が使用されている領域において、および、各言語の状況に応じて、締約国は以下の目的及び原則に基づいて、その政策、立法、実施 (practice) する。

a.)地域言語または少数言語を文化的な財産 (la richesse culturelle) の表現として承認すること。

b.)既存のもしくは新たな行政区画が当該地域言語または少数言語の促進にとって障害とならないようにするため、各地域言語または少数言語の地理的範囲を尊重すること。

c.)地域言語または少数言語保護のための確固とした促進措置の必要性。

d.)地域言語または少数言語の公私における口頭および筆記での使用の助長および/または奨励。

e.)この憲章の対象分野において、地域言語または少数言語を使用する集団と同一国内において同一もしくは類似の形で使用される言語を話す他の集団との間の関係を維持発展させること、ならびに、同一国内において異なった言語を話す他の集団との文化的関係を確立すること。

f.)すべての適切な段階における地域言語または少数言語の教育研究のため、適切な形式と手段を提供すること。

g.)地域言語または少数言語の使用されている地域において、その言語を話さないものが希望する場合に学習することを可能にする便宜の提供。

h.)大学又は同等の機関における地域言語または少数言語の研究調査の促進。

- i)2国以上にまたがって同一もしくは類似の形で用いられている地域言語または少数言語のために、この憲章の対象分野において、適切な形の国際交流を促進すること。
- 2、締約国は、地域言語または少数言語の使用に関する、この言語の維持ないし発展の阻害を目的とした一切の不当な差別、排除、制限、優遇をまだ撤廃していない場合には、撤廃することを約束する。地域言語または少数言語の使用者と他の住民との間の平等を促進することを目的として、もしくは、前者の個別具体的な状況 (specific conditions) に適切な考慮を払って地域言語または少数言語のための特別措置をとることは、より広く使用されている言語の使用に対する差別行為とはみなされない。
- 3、締約国は、適切な措置によって、国内のすべての言語集団間の相互理解促進、とくに、地域言語または少数言語に対する尊重、理解、寛容を国内の教育および訓練の目的に取り入れること、およびマスメディアによるこの目的追求の奨励促進を約束する。
- 4、地域言語または少数言語に関する政策決定にあたって、締約国は、当該言語の使用集団が表明する要求と希望を考慮しなくてはならない。締約国は、必要な場合には、地域言語または少数言語に関する一切の問題について公的機関に助言を与えるための団体を設立することが奨励される。
- 5、締約国は、1、から4、に挙げられた原則を、領域性を持たない言語 (non-territorial languages) にも必要な修正を加えて適用することを約束する。しかし、これらの言語の場合にこの憲章のためにとられる措置の性質と範囲は、当該言語を使用する集団の要求と希望に留意してその伝統および性格を尊重して、柔軟に決定される。」
- 13) ヴェニス委員会の意見については、前掲 (注11) 参照。
- 14) 「第2条 約務 (engagements)  
2、第3条 (約務方法) にしたがって批准、受諾、承認の際に指定した各言語について、各締約国は、憲章第3部の規定から最低35を適用することを約束する。これは、最低限、第8条第12条からそれぞれ3つずつ、第9条、第10条、第11条、第13条からそれぞれ1つずつを含まなければならない。」
- 15) 地域言語または少数言語とは、「国家内のある領域において、当該国家の他の住民よりも数において劣る集団を構成するその国家の国民によって伝統的に使用され、かつ、当該国家の公用語と異なるもの」(憲章第1条a.) である。そのため、公用語の方言や移民の言語はこれに含まれない。
- 16) 欧州地域少数言語憲章第14条の「越境交流」における地域言語または少数言語の使用促進の規定とは、憲章批准国家が、領域的な国家枠組みを越えて、国家内に存在する地域言語または少数言語を文化的に保障するための基盤整備を要求するものである。地域言語または少数言語は、一国間だけに存在するだけでなく、多国間にわたって存在する場合があるためである。ただしこの条項に基づくこの促進措置は多国間にまたがって行われるべき場面を想定しているが、「彼ら自身の(属する)国民 (national) の忠誠への疑惑をかけることや、彼らの高潔な領土 (territorial integrity) への脅威」があると解されるべきではない。Jean-Marie Woehrling, *The European Charter for Regional or Minority Languages A critical commentary*, Conseil of Europe Publishing, 2005, pp.232-234.
- 17) 出典: <http://conventions.coe.int/> (2013.9.20閲覧) 参照。
- 18) 江藤英樹「フランスにおける言語権問題に関する憲法院判決とそれをめぐる憲法論議の考察」『法律論叢 (明治大学)』第74巻第4・5合併号 (2002年) 363頁。
- 19) Conseil d'Etat, No.359461-24 septembre 1996, Rapport public 1996, n°48, Conseil d'État, *La*



*Documentation française*, Paris, 1996, pp.303-305.

- 20) Rapport au Premier Ministre de M. Bernard Poignant, Langues et cultures régionales. 出典：  
<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/984001448/0000.pdf>  
(2013.9.20閲覧)
- 21) 以下、鑑定の内容の叙述については、Florence Benoit-Rohmer, *Op.cit.*, pp.10-13.を参照した。
- 22) *Ibid.*, p.4.
- 23) *Ibid.*, p.4.
- 24) マーストリヒト条約の批准の合憲性についての憲法院判決 (Décision n°92-308 DC du 9 avril 1992, *J.O.* du 11 avril 1992, p.5354 et s.) やアムステルダム条約の批准の合憲性についての憲法院判決 (Décision n°97-394 DC du 31 décembre 1997, *J.O.* du 3 janvier 1998, p.165 et s.)、国連外交会議における、常設の国際刑事裁判所を開設する国際刑事裁判所規定の批准の合憲性についての憲法院判決 (Décision n°98-408 DC du 22 janvier 1999, *J.O.* du 24 janvier 1999, p.1317 et s.) がこれに該当する。
- 25) また憲法と条約との間の優劣関係からも、国家主権がより優先されるものとして、憲法院の欧州地域少数言語憲章に対する違憲判断が正当化される。元々フランスは、1950年に最初の欧州人権条約署名国の一つとして署名を行うなど、初期には同条約の制定に関して主導的であったなど、ヨーロッパ連合との関係では条約尊重主義に対する積極的な国家のひとつであった。しかし、第4共和政の議会の混乱や対アルジェリア戦争 (1954～1964年) による挫折などさまざまなフランスの国家危機を経験した後、憲法と条約との関係が問われるようになっていった。その結果、条約と法律との関係においては、条約は法律に優位すると現行憲法は規定している (憲法第55条「適法に批准されまたは承認された条約もしくは協定は、他方当事国による各条約もしくは各協定の施行を留保条件として、公示後直ちに、法律に優越する権威をもつ」)。Florence Chaltiel, « Le pouvoir constituant, marquée contemporaine de souveraineté A propos du refus presidential de revision constitutionnelle », *Recueil Le Dalloz*, 6 avril 2000, n°14, pp.225-228.
- 26) Jean-Marie Woehrling, *op.cit.*, p.31.
- 27) *Ibid.*, p.31.
- 28) *Ibid.*, p.31.
- 29) *Ibid.*, p.32.
- 30) *Ibid.*, p.32.
- 31) *Ibid.*, p.17.

## 第4章 国内における単一公用語主義の緩和

前章で言及したように、憲法院は、公的領域について詳細な定義を行わずに、単一公用語主義と結び付けられた公私二分論の法理を採用してきた。そのため憲法院は、一切の公的領域では地域言語の使用を認めていないように思われる。

しかし現実には、一定の公的領域では、それらの使用が認められている。そこで本章では、この一定の公的領域における地域言語の使用の公認を確認し、その意味を探る。その結果、従来の公私二分論に基づいた単一公用語主義における公的領域の定義付けが曖昧で不明確であったことが明らかになるであろうし、地域言語使用が認められるいわば「半ば公的領域」の存在も明らかになるであろう。

## 第1節 各地域の言語運動の萌芽

本稿第1章に言及したように、教育については、1968年の5月革命を発端として地域言語復権運動が再活性化し始めた。その結果、それに対応するものとして地域言語に言及する法制化が進められたのである。この地域言語復権運動は、それぞれの言語によって様々な展開がなされている<sup>1)</sup>。各言語の地理的状況および言語的類似性に鑑みて、5つに分類してその復権運動を確認していく。

第一に、フランスの北西部、バ＝ブルターニュ地方で使用されている言語であるブルトン語に関しては、「工業時代 (l'ère industrielle) と国民国家の犠牲となった言語」<sup>2)</sup>であると評される。それはブルトン語復権運動が、ブルトン語の使用がフランスの「市民権 (la citoyenneté)」を脅かすものとして把握され、特に公立学校やカトリックの学校でその使用が抑制され、ブルトン語しか話せない生徒に対するフランス語教育が徹底されていったことに加えて、その話者数が第一次世界大戦以前には150万人も存在したものの、1950年には100万人に、近年では24万～50万人程度にまで減少しており、それらの言語使用自体が「ノスタルジー」なものとして捉えられていることに由来する<sup>3)</sup>。しかしそのように認識されることによって、ブルトン語を話すことへのネガティブな認識をもつことは、その話者に対する「社会的な貧困や文化的後進性の烙印」を押すことにつながる<sup>4)</sup>がゆえに、ブルトン語話者は彼ら自身の言語教育を要求した。その結果、1951年制定のデクソンヌ法によって法的に承認された言語となったものの、その実質的な促進がなされなかったため、ブルトン語教育要求

運動を広める一連のデモを行うなど、さらなる運動が行われた。それを受けて、ブルターニュの国会議員が、左右両派一致して率先的に、ブルトン語教育を公認する法案の提出を行うようになり、大学入学資格試験（バカロレア）での「地域言語と方言」の選択科目試験実施にこぎつけ、1977年にはディワン学校<sup>5)</sup>と呼ばれるブルトン語教育を行う私立学校を設立するまでに至ったのである。

バスク語およびカタラン語は、スペインとの国境に位置して存在する言語である。フランス南西部バスク地方で話される言語であるバスク語は、フランス文化とは異なるバスク文化を確立したバスク人によって話される言語である。そのため彼らはバスク語を「エウシカラ」と呼び、自身の言語に独自性を見出す<sup>6)</sup>。もちろんバスク地方であっても、フランスの領土内に位置する地域の学校では主にフランス語が優先して教えられる。だがこうしたバスク語のような支配された少数者の言語を保護し、「場合によっては消滅した、もしくはとても弱くなった世代間相互（intergénérationnelle）での（これらの言語の）伝達を復興する」ためには、これらの言語教育が必要である<sup>7)</sup>。1951年制定のデクソンヌ法ではバスク語も法的に承認される言語となったものの、バスクの人びとはそれに満足せず、1969年にセアシカ連盟を結成し、フランス語と同等にバスク語を使用できることを目指し、教育における言語の平等を訴え続けた。他方、フランス南西部、スペインのカタルーニャ地方に面する地域で話される言語であるカタラン語も、支配的なフランスの中央集権的な思想からみて、その使用が「悪趣味と無知のしるし」<sup>8)</sup>として受け止められていた。そのため、1951年制定のデクソンヌ法ではカタラン語も法的に承認される言語となったものの、カタラン語教育自体が物珍しい見世物的な教育になってしまった。そこでカタラン語話者たちは、1976年にカタラン語で教育を行う学校（ブレスーラ）を誕生させ、さらに1981年には文化団体アレルスが、ラングドック＝ピレネー地域圏ピレネー＝オリアンタル県の県庁所在地であるペルピニアンにカタラン語学校を開校したのである。そして1982年のサヴァリ通達<sup>9)</sup>に基づき、公立学校でのカタラン語教育が開始された。

フランス本土の南部の広範な地域で話される言語であるオクシタン語は、ブ

ドウ栽培農家の多い、経済的に貧困な「低開発 (sous-développement)」<sup>10)</sup> の地域で話されている言語である。オクシタン語の書きことばは中世の時代には既に完成しており、「オクシタン語の行政文書での使用例は、ヨーロッパの言語 [ラテン語以外]のなかでも最初のもの」<sup>11)</sup> であると指摘されるものの、彼らの話すことばは田舎者のことばであるとして蔑まれてきた。それゆえオクシタン語話者のアイデンティティを確立して保護すべく、1854年にはすでに「言語によって定義されるオクシタンの共同体が存在すること」<sup>12)</sup> を説く文芸団体、フェリブルージュと呼ばれる一派が誕生するなど、早くからオクシタン語を擁護する運動が存在していた<sup>13)</sup>。しかしフェリブリュージュ自体は主に文学的・文化的運動の中で穏健な要求を行うに留まったため、民衆運動と結び付くことはなかった。そしてこのフェリブルージュによる穏健な運動は長く続けられたものの、第1次および第2次世界大戦期の混乱中に解体され、衰退していった。この要因は、戦時中のペタン元帥によるヴィシー体制が地域言語の教育に好意的なプログラムを採用し、これにフェリブルージュが順応したことにある。こうしたフェリブルージュの行動に反対した新世代のオクシタニストは、「オクシタン語研究院 (Insitut d'études occitanes)」を形成し、オクシタン語文化はフランス文化を豊かにする構成要素の一つであるとして認めることを要求した<sup>14)</sup>。しかし彼らは、当時の雰囲気からフランス・ナショナリズムに抵抗することはできず、控え目な運動を展開したことに留まる。こうした背景を経て、1951年制定のデクソンヌ法ではオクシタン語も法的に承認される言語となったのである。しかし1968年の5月革命をきっかけに再び復権運動が展開されるようになった。というのも革命は、活動家たちが「反資本主義、反修正主義、反地域主義<sup>15)</sup>」を標榜する一方で、生活に密着した排他的な愛国主義としてのブジャード主義的な色彩を帯びて、「知識人であれ、都市の政治屋であれ、伝統的ブドウづくりをおびやかす者いっさいを攻撃することによって」<sup>16)</sup>、オクシタニーの立場を代弁したからである。こうしたオクシタン運動は、自治権獲得闘争にまで発展するが、左翼的なイデオロギーの分解によって衰退していく。それでもなお、オクシタニーたちは自身の文化的危機や言語の喪失に対して敏感に反応し、経済的、文化的、政治的「下降」に対する運動をやめるこ

とはなかった。その結果、1982年のサヴァリ通達を受けて、オクシタン語教育がさらに推進されることとなったのである。

フランス本土と離れた小島であるコルシカ島は、地理的にイタリアの近くに位置する<sup>17)</sup>。そのため、ここで話されるコルシカ語は、イタリア南部で話されることばに似ている。しかし、コルシカ語と呼ばれる言語は元々存在していたわけではない。コルシカ島には先住民が居住していたものの、島が山岳地帯の多い地形であることから先住民同士の十分なコミュニケーションはとれず、彼らの「統一的な意識や文化的一体性は欠如していた」<sup>18)</sup>のである。そのため、統一言語としての「コルシカ語」がコルシカの人びとによって認識されてはいなかった。にも関わらず、1729年のコルシカ独立戦争を経て1755年に独立を勝ち取り「コルシカ国民 (Nation corse, *Nazione*)」の存在を主張するなど、彼らには独自の民族意識があったのである。これに対して1769年にフランスがコルシカを併合し、1789年のフランス革命を経て、「国内外の反革命的状況に危機感を覚えた政府は、地方におけるフランス語の速やかな浸透が、反革命的精神の駆逐に最も有効であると考え」<sup>19)</sup>、コルシカ島におけるフランス語以外の使用を禁じ始めた。ただし、当時のフランス政府だけでなくコルシカの人びとも、コルシカで話されている言語が「コルシカ語」ではなく、「イタリア語」であると捉えていた。そこで彼ら／彼女らが「コルシカ国民」であるとの主張を繰り返すものの、この当時、「コルシカ語」という概念は存在していなかったと言える。それどころか、第三共和制期になってようやく、コルシカに限らず全土でのフランス語教育に力を入れた公教育制度の着手に対する反発のため言語運動が萌芽したが、ここでも「コルシカ語」ではなく、「コルシカ方言」のための言語復興運動が巻き起こったにすぎなかった。「コルシカ語」として言語体系が確立するには1960年代まで待たなければならない。地域言語として確立されていなかった「コルシカ方言」は、1951年制定のデクソンヌ法の定義した「地域言語」からは漏れることとなった。しかし、上記の言語政策によって、コルシカの言語・文化は抑制されたことは事実であり、このことばの教育を行うためには、「方言」と決別した「コルシカ語」を確立しなくてはならないとの認識が強まり、まず言語体系の整備が行われた。その後、

1974年にデクソンス法の修正<sup>20)</sup>によって、「コルシカ語」は「地域言語」の一つとして認められたために、学校教育でもその言語教育が認められるようになった。そして1982年3月2日法律<sup>21)</sup>によってコルシカ地域圏に特別な地位が認められたこと、および1982年7月29日法律<sup>22)</sup>によって「コルシカ語・文化の保護と拡大」の推進されたことを受けて、さらにコルシカ語教育の普及が目指された。

次にゲルマン系の言語の復権運動について見てみよう。ドイツに面したフランス北東側で話される言語であり、ドイツ語の一方言でもあるアルザス語においては、その言語が話されている地域であるアルザスの歴史にその運動の要因がある<sup>23)</sup>。というのもフランスとドイツ両国がアルザスの支配を巡って覇権争いを繰り返してきたからである。30年戦争を終結させた1648年のヴェストファーレン条約によってアルザスがフランス領に併合されると、これまでゲルマン語方言が主に話されていたこの土地にフランス語が広く進入し、以降の言語問題を引き起こす発端となった。フランス革命に至るまではフランス語の使用は浸透しなかったものの、この革命をきっかけにアルザスのフランスへの帰属意識が高まった。だが1870年に勃発した普仏戦争の結果を受けて、アルザスは隣接するロレーヌ地方とともにドイツに併合され、行政用語・教育用語としてドイツ語の使用がこの土地で強要されるようになった<sup>24)</sup>。だが第一次世界大戦後、1919年に連合国とドイツとの間で結ばれたヴェルサイユ条約により、再びアルザスとロレーヌはフランスに帰属することとなった。これによりフランス語を公用語として再導入するべく、行政用語・教育用語としてフランス語の使用が強要されることとなった<sup>25)</sup>。そして第二次世界大戦時に、1940年にフランスがドイツに降伏したため、再度ドイツがアルザスとロレーヌの支配者となった。この当時、ドイツの第一党であったナチス党は「脱フランス化」を図り、「第一段階では、多少なりともフランス的なもの、もしくはフランスの存在を想起させるものすべてを（“フランスのがらくたどもは出でゆけ！”）、そして第二段階では、『民族国家』と『文化国家』の必然的統一（すなわち、ドイツ語系のすべての人間の同一国家への統合）の名において、アルザス本来のものすべてを、根絶すること」<sup>26)</sup>を目指した。そこでアルザス・ロレ

ース全域でフランス語の使用を禁止し、その違反者には罰金を課すなどの処罰を行っていたのである。こうしたことばの抑圧状況は、1945年にドイツが降伏し、アルザスが再びフランスの領土となるまで続いたのである。このようにアルザスは、歴史的経緯によって、ドイツ語の一方言であるアルザス語とフランス語の二つの言語圏および文化圏に属することとなっている。戦後のアルザスの言語状況について見ると、「1945年、ストラスブール大学区長は小学校でのドイツ語教育を、『新しい事態が生じるまで』停止するという決定を下し」、1953年まで「ドイツ語がアルザスの小学校で教えられなくなった」<sup>27)</sup>。確かに1953年以降は、小学生をもつアルザス人の父母の要求に応じて小学校の授業にドイツ語を選択教科として再導入したが、「全国教員組合がこれに反対し妨害行動に出たため、実際にはほとんど実施されなかった」<sup>28)</sup>。こうした中途半端な状況にあるアルザスの言語・文化政策は「個人・集団の疎外状況を生み出しているのであるから、大多数の人びとを束縛し害するものとなっている」<sup>29)</sup>ため、アルザスの人びとは1968年に「ルネ・シッケレの会」という「私たちの未来はバイリンガル」であることを目指した組織を結成し、学校外でのドイツ語講座を開講したのである。また、ロレーヌ地方・北部ヴォージュ地方で話される言語であるフランク語も、アルザスと同様の地理的要因からフランク語教育の要求運動が高まった<sup>30)</sup>。なぜならフランク語は、その言語形態と地理的・歴史的事情から、中傷する意味合いをこめて「ドイツ語」と呼ばれて、その使用が蔑まれていたからである。そこでフランク語話者は1975年に「フランク語擁護育成のための連合」という組織を結成し、ドイツ語の一方言であるフランク語の使用促進を要求し、ロレーヌの独自性を主張しはじめた。またベルギーとの国境に面するウェストホエク地方で話されるフラマン語は、社会的下層に位置した農村の大多数の庶民によって話されていた普段のことばであったため、その使用が蔑まれていた<sup>31)</sup>。そこでフラマン語の話者たちはフランス語に対する劣等感を克服すべく、1981年に同言語教育を促進する団体、テガエレ＝トエガエンを結成し、1982年にサヴァリ通達を典拠としてフラマン語教育を開始したのである。しかしこれらゲルマン系の言語は、1951年制定のデクソンヌ法で列挙した「地域言語」には該当しなかった上、その後の修正

においても追加されなかった。こうしたゲルマン系の言語は、地域言語の限定列挙をせずにそれらの教育を認めた1982年のサヴァリ通達を待ってようやく地域言語の地位を獲得したのである。そのため、1950年代以降も言語復権運動は繰り返されてきたのであった。

## 第2節 教育領域における単一公用語主義の緩和と法制化

このようなさまざまな地域言語復権運動の活性化を受けて、フランスでは教育分野における単一公用語主義の緩和を行うようになった。というのもやはり教育こそが地域言語の独自性を将来世代に伝える第一手段であると考えられるからである。そこで1989年に制定された教育基本法（通称ジョスパン法）<sup>32)</sup>は、第1条で「すべての教育段階において地域言語や地域文化の教育を行うことができる」と規定し、そのために第19条で「公立教育機関は、継続教育の任務を遂行するために、政令が定める地方の特別な条件を考慮しつつ、教育機関のグループを形成する」ことを規定している。これを受けて2002年から、初等教育では外国語学習がすべてのクラスで開始されるようになり、中等教育でも、主にヨーロッパの言語を中心とした外国語と同時に、地域言語やクレオール諸語が教えられることとなった<sup>33)</sup>。そして2005年制定の新教育基本法（通称フィヨン法）<sup>34)</sup>ではジョスパン法の更なる整備を規定し、地域言語教育を認める法制化が行われるに至ったのである<sup>35)</sup>。

以上の法制度のもと、実際のフランスにおける地域言語教育は、公教育の中に組み込むことも許されている。だがその基本カリキュラムに関して、公用語であるフランス語に割り当てられている授業時間と比較すると、その差は歴然たるものとなっていることも指摘できる。それは小学校教育のカリキュラム<sup>36)</sup>だけでなく、コレージュの教育カリキュラム<sup>37)</sup>においても明白である。たとえば小学校では、CP（Cours préparatoire = 1年生）およびCE1（Cours élémentaire 1 = 2年生）では、公用語であるフランス語教育が週に10時間割り当てられ、年間で360時間の授業を行うところ、その他の言語（langue vivante）教育では、年間で54時間程度しか割り振られない。CE2（3年生）、CM1



(Cour moyen niveau 1=4年生)、CM2 (5年生) になっても、公用語フランス語教育が週に8時間、年間を通して288時間のカリキュラムが組まれるのに対し、その他の言語教育は、年間では54時間の授業カリキュラムが組まれているにすぎない。前期中等教育機関であるコレージュにおいても同様である。Sixième (1年生) ではフランス語教育は週4時間半もしくは5時間の授業割り当てがあるものの、ヨーロッパで話されている諸外国の言語がメインとして想定される自主選択型の外国語教育には週4時間の授業割り当てしかなされない上、Cinquième (2年生) になってもフランス語教育は週4時間、第一外国語 (Première langue vivante étrangère) 教育は週3時間と授業時間の割り当てには差がある。コレージュ2年生から行われる「発見の過程 (itinéraires de découverte)」<sup>38)</sup> と呼ばれる少人数教育の授業時間の割り振りでも、フランス語教育に週5時間、第一外国語には週4時間が割り振られている。Quatrième (3年生) になると、

	Français (年間教育時間)	Langue Vivant (年間教育時間)
CP et CE1	360 heures	54 heures
CE2, CM1 et CM2	288 heures	54 heures

(公立小学校における年間のフランス語教育時間とその他の言語教育時間の対照表)

	Français (週間教育時間)	Langue Vivant (週間教育時間)		Enseignements facultative (週間教育時間)
		LV1	LV2	
Sixième	4 heures 30 ou 5 heures	4 heures	—	—
Cinquième (itinéraires de découverte)	4 heures	3 heures	—	+2 heures (ラテン語)
	5 heures	4 heures	—	—
Quatrième (itinéraires de découverte)	4 heures	3 heures	3 heures	+3 heures (ラテン語) +3 heures (地域言語)
	5 heures	4 heures	—	—
Troisième	4 heures 30	3 heures	3 heures	<選択式> +3 heures (地域言語 ou 外国語) +3 heures (古代語 =ラテン・ギリシャ語)

(公立コレージュにおける週間のフランス語教育時間とその他の言語教育時間の対照表)

地域言語も選択肢に含まれる第二外国語教育のカリキュラムも導入される。しかしここでもやはり、フランス語教育に週4時間、第一外国語教育には週3時間、地域言語選択も含まれた第二外国語に週3時間の時間割配分がなされており、その差は残っている。追加の地域言語教育は任意で教育を受けることができる程度である。「発見の過程」の授業時間においてもフランス語教育は週5時間、第一外国語教育は週4時間が割り振られるのに対し、第二外国語の「発見の過程」の授業カリキュラムは組まれていない。Troisième (4年生) になっても授業時間割配分の差は明確であり、フランス語教育が週4時間半、第一外国語教育が週3時間、第二外国語教育が週3時間のカリキュラムとなっている。追加として地域言語、外国語、ラテン語およびギリシャ語の選択式任意教育が受けられるが、あくまで任意の教育時間割である。

他方リセのカリキュラムでも公用語フランス語の教育とその他の言語の教育の時間割配分には差がある<sup>39)</sup>。しかしリセは、本人の能力や希望によって3年制の普通リセと職業リセとに分けられ、さらにこの普通リセ、職業リセともに専攻によって細分化される。そこでリセにおいては、より専門的な教育が行われることから、明白に地域言語教育に対して公用語教育の授業時間数が多かった小学校やコレッジの時間割とは異なり、この時間数が逆転することもある。たとえば普通リセと職業リセ（一部コースを除く）に共通のSeconde (1年生) 時には週の総合授業時間数28時間半のうち、フランス語が週4時間、第一・二外国語が併せて週5時間半の時間割配分がなされている。加えて第三外国語は、任意選択式の授業として週3時間の時間割配分がなされている。普通リセのPremière (2年生) 以降は、経済・社会コース (série Économique et sociale)、文芸コース (série Littéraire)、科学コース (série Scientifique) といった3つのコース別のカリキュラムが組まれる。すべてのコースにおいて、2年時にはフランス語が週4時間、第一・二外国語が併せて週4時間半の時間割が割り当てられるが、経済・社会コースと科学コースでは任意の授業として、第三外国語が週3時間割り当てられる。これに対し文芸コースでは、第一・第二外国語にさらに週3時間、第三外国語にも週3時間の通常授業の時間が割り当てられ、任意の授業時間としてさらに第三外国語に週3時間の授業時間が用意される。

Terminale (最終学年) になると若干様相が異なる。全コースともに通常授業におけるフランス語授業時間の配分はなくなり、第一・二外国語が併せて週4時間のカリキュラム、経済・社会コースと科学コースでは第三外国語については週3時間の任意選択の授業のみとなる。文芸コースでは、2年時と変わらず、第一・第二外国語にさらに週3時間、第三外国語にも週3時間の通常授業の時間が割り当てられ、任意の授業時間としてさらに第三外国語に週3時間の授業時間が用意される。

以上の普通リセに対し、2年時から分かれる職業リセの専攻はさらに細分化される。職業リセは、経営・管理科学技術コース (STMG)、社会繁栄科学技術コース (ST2S)、永続発展的な工業科学技術コース (STI2D)、実験科学技術コース (STL)、応用デザイン芸術・科学技術コース (STD2A)、ホテル業コース (série Hôtellerie)、音楽・ダンス技術コース (TMD) の7つのコースに分けられ、それぞれ異なるカリキュラムが組まれる。経営・管理科学技術コース、社会繁栄科学技術コース、永続発展的な工業科学技術コース、実験科学技術コース、応用デザイン芸術・科学技術コースの5コースにおいては、Première (2年生) 時にフランス語週3時間の時間割が組まれるのに対し、Terminale (最終学年) 時にはフランス語教育時間はゼロとなる。ただし経営・管理科学技術コースでは、2年時の第一・第二外国語教育は週4時間半で最終学年時週5時間、社会繁栄科学技術コース、永続発展的な工業科学技術コース、実験科学技術コース、応用デザイン芸術・科学技術コースでは、2年時の第一・第二外国語が週3時間で最終学年時週3時間の割合で言語教育が行われるように、各コースによって授業時間数のばらつきが生じている。またホテル業コースでは、その将来的な職業訓練のためか、1年目から異なるカリキュラムが組まれており、言語教育の時間数も多い。1年時にフランス語教育週4時間に加えて指導演習 (travaux dirigés) 1時間、第一外国語、第二外国語各週3時間に併せて指導演習各1時間、さらに任意の授業として第三外国語に週3時間の授業時間が割り振られる。2年時にはフランス語に週3時間、第一・第二外国語ともに各週3時間に加えて指導演習各1時間、任意の授業として第三外国語に週3時間が配分される。最終学年時には、フランス語の授業時間はなくなるが、第一・

		Français (週間教育時間)	Langue Vivant (週間教育時間)			
			LV1	LV2	LV3	
普 通 リ セ	Seconde (全コース共通)	4 heures	5 heures 30		+3 heures (任意)	
	P r e m i è r e	(Économique et sociale)	4 heures	4 heures 30		+3 heures (任意)
		(Littéraire)	4 heures	4 heures 30 +3 heures (深化学習)	3 heures +3 heures (任意)	
		(Scientifique)	4 heures	4 heures 30		+3 heures (任意)
	T e r m i n a l e	(Économique et sociale)	—	4 heures		+3 heures (任意)
		(Littéraire)	—	4 heures +3 heures (深化学習)	3 heures +3 heures (任意)	
(Scientifique)		—	4 heures		+3 heures (任意)	
職 業 リ セ	S e c o n d e	(共通)	4 heures	5 heures 30		—
		Hôtellerie	4 heures +1 heures (指導演習)	3 heures +1 heures (指導演習)	3 heures +1 heures (指導演習)	+3 heures (任意)
		TMD	4 heures	3 heures (LV1のみ) +3 heures (任意 LV2 もしくは 古典言語)		—
	P r e m i è r e	STMG	3 heures	4 heures 30		—
		ST2S	3 heures	3 heures		—
		STI2D	3 heures	3 heures		—
		STL	3 heures	3 heures		—
		STD2A	3 heures	3 heures		—
		Hôtellerie	3 heures	3 heures +1 heures (指導演習)	3 heures +1 heures (指導演習)	+3 heures (任意)
		TMD	4 heures	3 heures (LV1のみ) +3 heures (任意の LV2 もしくは任意の古典言語)		—
	T e r m i n a l e	STMG	—	5 heures		—
		ST2S	—	3 heures		—
		STI2D	—	3 heures		—
		STL	—	3 heures		—
		STD2A	—	3 heures		—
Hôtellerie		— +2 heures (任意)	3 heures +1 heures (指導演習)	3 heures +1 heures (指導演習)	+3 heures (任意)	
TMD		2 heures	3 heures (LV1のみ) +3 heures (任意 LV2 もしくは任意の古典言語)		—	

(公立リセにおける週間のフランス語教育時間とその他の言語教育時間の対照表)

第二外国語の授業時間は1年時および2年時と変わらずに各週3時間に加えて指導演習が各1時間、任意の授業として第三外国語が週3時間のみならずフランス語も週2時間のカリキュラムが組まれている。同様に音楽・ダンス技術コースでも他コースと異なり、1年目から異なるカリキュラムが組まれている。1年時から2年時にフランス語が週4時間、最終学年時にはフランス語が週2時間、第一外国語は週3時間の授業時間割が組まれているのである。これに加えてすべての学年時で、任意の授業として第二外国語もしくはラテン語・ギリシャ語といった古典言語の授業時間が週3時間割り振られている。

以上のようにフランス国内では、公教育における地域言語教育のカリキュラムが組まれているのだが、一見してわかるように、初等教育では第二・三外国語として習得される地域言語教育は念頭に置かれていない。加えて前期中等教育においても、フランス語の教育時間割に比較して、第二・三外国語として習得される地域言語教育の教育時間割が同等には割り振られていないのが現状である。このように公立学校では、公用語教育と同等の地域言語教育が実施されていないのに対して、私立学校においては十分な地域言語教育が期待される。しかし私立学校においても地域言語教育に対する一定の間接的制約が課される。なぜなら私立学校の運営に対する国庫補助の問題がそこに生じているからである。地域言語話者は、本章第1節で確認したように、弱者の立場から復興運動を巻き起こしたように、経済的弱者の立場であることが多い。そこで彼らは、公用語教育と同等の地域言語教育を求めるが、同時に学校運営のための国庫補助も要求する。私立学校に対する国庫補助は、1959年12月31日に成立した国家と私立学校との関係に関する1959年12月31日の法律59-1557号<sup>40)</sup>、通称ダブル法によって認められているが、それを受けるには一定の制約を課している。そのため、私立学校の運営の観点から、地域言語教育に対する一定の間接的制約が課されることになるのである。こうした制約はフランスにおける私立学校制度との関係から導かれる。そこで次に、この私立学校制度について確認しよう。

フランスにおいては、「民間団体設立 (associatif) の私立学校」と「契約下 (sous contrat) の私立学校」の二種類の私立学校が存在する。こうした私立学

校の区分は、歴史的な背景に端を発する。元々、革命以前は、教会が権力を有し、自身の宗教観に基づく教育を行っていたため、宗教学校が存在していた。しかし革命を通じて、教会の権力は失墜し、1882年3月28日法律によって、宗教教育を排した学校教育が行われていく中で、宗教学校は私立学校の枠に抑え込まれていった。これが民間団体設立の私立学校の起源である。その後、1886年10月30日法律により、初等教育における教職員の非宗教教育の実施が規定され、同法第2条で、「国、県および市町村によって設立され、かつ維持される」公立学校と、「個人または社団によって設立され、かつ維持される」私立学校が区分されることとなった<sup>41)</sup>。こうした公立学校と私立学校の区分を踏まえて、1905年12月9日の政教分離法<sup>42)</sup>は、第2条で「共和国は、いかなる宗教も、これを承認せず、給与を与えず、また、補助金を与えない」と規定し、これにより宗教教育を行う私立学校への国庫補助金賦与が違法であるとした。だがこのような私立学校に対する国庫補助の禁止に対しては反発があり、1948年に「教育の自由および文化擁護のための検討事務局 (Secrétariat d'études pour la liberté de l'enseignement et la defense de la culture)」および「私立学校父母の会 (Associations de parents d'élèves de l'école libre)」という団体が創設され、抵抗運動が行われた。そして10年後の1958年に新たに「教育の自由のための議員の会 (Association parlementaire pour la liberté de l'enseignement)」という団体が創設されると、その会の代表によって、当時の首相ドゥブレラへの働きかけが行われた。そこで政府による、私立学校問題の検討委員会〔元国民教育大臣ピエール・オリヴィエ・ラピー (Pierre-Olivier Lapie) を委員長とする通称ラピー委員会〕が1959年6月23日の国民教育大臣令によって設置された。このラピー委員会の答申は、「教育の自由の原則は異論なく認められ」ており、「委員会 は、わが国公法のこの原則を維持することが適当であることを一致して評価している」としたうえで、公教育と宗教教育を前提とした私学教育の「互いに接触がなく、知らないばかりでなく、時には競争的で、殆ど対立的といえる二つの教育の存在」に問題があり、「余りにしばしば党派的熱情によって利用されたこの恒常的対立こそが、国民の利益に反する」ことを確認した。つまり宗教教育を前提とした私立学校には、①公教育への統合を行う、②契約によって、

私立学校が一定の教育費用や教員の給与を国から補助を受ける代わりに、一定の義務を負う「契約制度 (régime de contrat)」を国と締結する、③私立学校の自主性を維持しつつも、一定の制約の上で、教員の給与の一部を国が負担する「承認制度 (régime de l'agrément)」を締結する、④国庫補助なしの完全な自由、という4つの選択肢しかないということをラピー委員会は明確にしたのである。この答申を基に、私立学校への国庫補助に関する法律の提案・審議が進められ、私立学校の教育の自主性について、その第1条の2において「以下に規定する諸契約の一つを締結した私立学校において、教育は、すべて当該教育の固有の性格を保持しつつ、国家の監督に服する」と規定するダブル法が1959年成立した。換言するにこのダブル法は、私立学校への国庫補助は可能であるものの、法案の一般審議の中でダブル首相が教育の「完全な非宗教化 (laïcité totale) と絶対的な国家独占」を最終到達点としていると指摘しているように、それを受けることを望む私立学校に対して、国家による統合という一定の制約をかけるのである<sup>43)</sup>。

以上のように、国と契約を結ばない「民間団体設立の私立学校」は一切の国庫補助を受け取らない代わりに、地域言語の自由な教育を行うことが可能である。しかし学校運営のために国庫補助を受け取るならば、「非宗教化」のために、属性を表象する地域言語を用いた教育を行うことに対して一定の制約を受ける「契約下の私立学校」でなくてはならない。だが経済的弱者の立場にある地域言語話者は国庫補助を受けられる「契約下の私立学校」でありながら、十分な地域言語教育を求める。こうした問題に対して憲法院は、二つの私立学校の特徴を把握した上で、「2002年の財政法 (Loi de finances pour 2002)」に関する憲法院判決の際に、国庫からの助成金の支出額に関わる問題を取り上げ、ディワン会によって運営される教育機関の公教育への「統合 (intégration)」を認めず、ディワン会におけるイマージョン教育に対して拒絶の態度を明確にしたのである<sup>44)</sup>。

このようにフランスは非宗教的な公教育を前提としているがゆえに、財政面から私立学校の教育の自由を認めることが困難となっている。金銭的な余裕がある場合は、自由にその教育の指針を選択することが可能であるが、地域言語

教育を推進する団体のみでの運営力による私立学校経営は、現実的には困難であろう。一方、契約によって、私立学校が一定の教育費用や教員の給与を国から補助を受ける代わりに、一定の義務を負う契約制度に基づき、国と契約を締結した契約下の私立学校は、フランス共和国の理念に賛同した教育を行うために、民間団体設立の私立学校とは異なり、国庫補助を受給することが可能である。その代わりに、教育の自由選択ができないのである。

以上のように、公立学校では地域言語の授業時間が公用語と同等に割り振られていないこと、そして国庫補助を受ける私立学校では教育の自由が保障されないこと等の問題は依然として残されており、現在でも学校教育の中で十分な地域言語教育の機会が保障されているとは言い難い。それでもなお、地域言語教育が公教育のカリキュラムの中に組み込まれることが可能になった法制度に鑑みれば、教育領域においては、地域言語の使用が一定程度許されており、この意味で単一公用語主義は、過去と比較して、緩和されている状況が理解できよう。すなわち、教育領域は地域言語の使用が認められた「半ば公的領域」と捉える事が可能なのである。

### 第3節 放送メディア領域における単一公用語主義の緩和と法制化

放送メディア領域に関しては、教育分野に比較して、迅速に地域言語の使用を認める政策の導入が行われた<sup>45)</sup>。教育分野における単一公用語主義の緩和の発端が1982年のサヴァリ通達であり、それを基に1989年のジョспан法によって法制化されることで地域言語教育が法的に認められていったのに対して、放送分野ではその17年前に法制化が行われたというように、より早い時期から放送メディア領域においては積極的に単一公用語主義の緩和が進められたのである。無論、「インフォメーションとコミュニケーションの新たな技術発展に伴って」<sup>46)</sup>、様々な言語使用機会を提供するこうした放送メディアの役割は大きい。そこで教育を通じた地域言語復興運動と連動して、放送メディア領域における地域言語使用促進のための立法措置が採られていった。

1972年放送法<sup>47)</sup>は、同法第1条で「ラジオ・テレビ放送の国の公役務は、



その能力の範囲内で、情報、文化、教育、娯楽及び文明の価値全体に関係することにおいて国民の要求と願望に応える使命を負う。国の公役務は、この分野において、共同体の一般利益 (*intérêts généraux de la collectivité*) を最優先することを目的とする」という規定がなされ、ラジオ・テレビ放送による国民の要求を加味することを可能とした。その後、1981年放送法<sup>48)</sup>になると、同法第1条で「独占への例外及びその結果としての電波割り当ては、その対象となる各地域において、思想及び世論の潮流の自由かつ多元的表現を確保しなければならない」と規定し、ここで直接的に放送上の多元的表現、すなわち地域言語教育も含めた表現の多様性が法制化された。1982年放送法<sup>49)</sup>になるとさらに、同法第5条で「フランス語を擁護し、かつ宣揚し、地域言語の表現を保障すること」と規定し、地域言語表現の放送上の保障にまで言及している。1986年に制定されたコミュニケーションの自由法<sup>50)</sup>では、放送の自由が営業の自由であることを認め、その制限を行うには、①国防上の必要性、②公役務の必要性、③公の秩序、他人の自由及び財産並びに世論の潮流の多元的表現の維持、といった要件を満たすことが必要であるとされた。1989年には、1986年法改正法律<sup>51)</sup>が制定され、同法第1条で「視聴覚コミュニケーションは自由である」である旨を明確に規定している。そして独立機関として、その具体的な保障を行う義務を負った「視聴覚高等評議会 (*Conseil supérieur de l'audiovisuel*)」を設置した。ただしこれは同時に、「フランス語並びにフランス文化を擁護および宣揚する (*illustrant*)」義務も担っていることは忘れてはならない。だがこのような法制化の段階を通じて、現行のフランスの地域言語放送、たとえば公共放送局であるラジオ・フランス (*Radio France*) やフランス・トロワ (*France 3*)<sup>52)</sup> による多言語テレビ放送などがフランス国内でも認められている。では実際には、どの程度の地域言語放送が行われているのであろうか。確認していこう。

ラジオやテレビ放送で、いつからはじめて地域言語が用いられたのかについてははっきりとしない。しかし、これらの放送法が制定された1970年代以降にこうした放送がなされているのは確かである<sup>53)</sup>。では、ラジオ放送ではどのように地域言語放送が行われているのであろうか。フランスの公共ラジオ放送

局であるラジオ・フランスにおいては、現在も、1981年放送法に規定された「多元的表現」の確保に基づいて、各地域にローカル局を置き、地域ごとの地域言語放送を行っている<sup>54)</sup>。例えばブルターニュ地方では、フィニステール県、コート-ダルモール県およびモルビアン県の西部においてはフランス・ブルー・バス＝ブルターニュ (France Bleu Breizh Izel) というローカル放送局がブルトン語の番組として、平日は午後1時から2時までカルチャー・ブルターニュ (Cultures Breizh) と夕方6時30分から夜8時までアバディーン (An Abadenn) という情報番組を、週末土曜日は午後1時から4時までの間、ブルターニュ・オー・ブルリエル (Breizh o pluriel) と呼ばれるフランス語の後にブルトン語が重ねて放送される情報番組を、日曜日は午後1時から4時まではアントゥー・トゥルーズ (Hentou treuz) という名の生活情報番組を放送している<sup>55)</sup>。イル＝エ＝ヴィレーヌ県とコート＝ダルモール県およびモルビアン県の全域においては、フランス・ブルー・アルモリック (France Bleu Armorique) という放送局が毎日ブルターニュ・アクト (Breizh actu) と呼ばれる短時間のブルトン語のニュース番組を放送し、さらに土曜日には昼の12時から30分間、サル・グエル・ア・ベンデズ (Sul gouel ha bemdez) というブルトン語のみによるブルターニュの文化に関する番組を放送している<sup>56)</sup>。バスク地方においては、フランス・ブルー・ペイ・バスク (France Bleu Pays Basque) という名のローカル放送局が、平日は18時15分から19時まで、毎週末の土曜日と日曜日には12時から12時30分までの間、バスク語による情報番組の放送を行っている<sup>57)</sup>。同様にカタルーニャ地方でもフランス・ブルー・ルシヨン (France Bleu Roussillon) という放送局が、月曜日から金曜日までは朝7時10分から10時45分までの間、この地域で話されている言葉をフランス語で解説するル・ディコ・ダクイ (Le dico d'aquí) という用語解説番組を放送している<sup>58)</sup>。オクシタン語の話される地域では、ドルドーニュ県とロート＝エ＝ガロンヌ県でフランス・ブルー・ペリゴール (France Bleu Périgord) 局が、毎朝6時10分と午後1時35分からオック語でのミュージカル番組を放送している<sup>59)</sup>。アルザス地域では、フランス・ブルー・アルザス (France Bleu Alsace) 局によって、アルザス語による全面的な放送を行うフランス・ブルー・エルザス (France Bleu

Elsass) というラジオ・ステーションが設置され、そこで毎週月曜日から金曜日までの間、毎朝8時から夕方の4時30分までのプログラムが組まれて放送されている<sup>60)</sup>。このようにラジオ放送においては、地域ごとのラジオ放送局の設置により、各放送局の裁量によって地域言語の番組が編成されて放送されているのである。

他方、テレビ放送ではどのように地域言語放送が行われているであろうか<sup>61)</sup>。フランス・レジオン・トロワは、「国民の要求と願望に答える」ラジオ・テレビ放送の実施を掲げた1972年放送法を受けて第3チャンネルとして開設された放送局である。そのためフランス・レジオン・トロワは、開設された当初から、主に地方向けの番組を放送してきた。現在ではフランス・トロワが、1981年放送法に規定された「多元的表現」の確保、および1982年放送法に規定された「地域言語の表現」の保障に基づいて、アルザス語、バスク語、ブルトン語、コルシカ語、カタラン語、オクシタン語およびオクシタン語の一方言としてのプロヴァンス方言の放送を行っている。実際の放送時間は、以下の表<sup>62)</sup>を参照していただきたい。2007年時には地域言語放送が331時間行われていたのに対し、2008年は33時間減少し、297時間の地域言語放送が行われるに留まっている。またバスク語に関しては、2004年には20時間の放送がなされていたものの、2006年には10時間に、そして2007年に5時間、2008年にわずか2時間に放送時間が減少している。このようにフランス・トロワという公共放送局が存在するため、地域言語放送の枠は確保されているが、その時間数は年々減少している。この理由としては、近年、地域言語が話されている各地

	2007	2008
Langue alsacienne	62 heures	53 heures
Langue basque	5 heures	2 heures
Langue bretonne	75 heures	68 heures
Langue corse	135 heures	120 heures
Langues catalane et occitane	33 heures	32 heures
Langues provençale	21 heures	22 heures
	<b>331 heures</b>	<b>297 heures</b>

域と放送局との間での協調を欠いたため十分な地域言語放送の受容と供給を行うことができなかつたことも考えられるが、インターネット技術の発展がその主な要因である<sup>63)</sup>。そのため単純に公共放送局における地域言語放送の時間数の減少を、それに対する需要の減少および軽視であると結び付けることはできないのである。

以上のように公共放送局は、地域言語放送の確保を図っている。これに対して、コンセイユ・デタは、1996年に欧州地域少数言語憲章の批准に関して回答を求められた際に、「裁判・行政との関係で」地域言語が使用されることに対して違憲の判断を下したにすぎず、放送分野における地域言語使用が違憲であるとは判断していない<sup>64)</sup>。また憲法院も、1999年に欧州地域少数言語憲章が違憲であると判示ししながら、憲法第2条第1項の公用語規定の適用範囲から、「視聴覚コミュニケーション」の領域は除かれると明言した<sup>65)</sup>。そのため、公共放送局における地域言語放送は合法化されているのである。

このような放送メディア領域における単一公用語主義の緩和は教育領域におけるそれよりも容易に法制化がなされ、それへの抵抗や反発は際立って表出することがなかった。これはなぜであろうか。教育領域においては国民の一体性を要請し、国民の国家への同化を確保するという面で、個々人の私的要求を認める余地が放送メディア領域におけるそれと比べて少ないことが一つの要因であると考えられる。教育は、人間の成熟の過程で必須のものであり、第四共和制憲法前文では、「国は、子どもおよび成人の、教育、職業養成および教養についての機会均等を保障する」と規定し、教育を受ける権利を保障している。さらに同前文で続いて「すべての段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国の責務である」と規定していることから理解できるように、その成熟過程においては、できるだけ多様性を強調することよりも、属性を捨象した個人として教育を享受することが求められるとフランスでは考えられている。これに対し放送というものは、それを受信し視聴するかは個々人の選択に委ねられる。つまり地域言語による放送の視聴を望むものは、テレビやラジオといった放送機器の電源を入れて視聴すればよいし、それを望まないものはただ電源を入れなければよいのである。公共放送局においてたとえ地域言語放送が流さ

れたとしても、個人はそれを視聴しない自由も確保できるのである。このように放送メディア領域においては、私的判断の余地を残した点で、十分に私的領域とも関係しており、教育領域による地域言語へのアクセスよりも、その承認は認めやすかったと思われる。

#### 第4節 公私二分論の新たな解釈

以上のように、公教育において地域言語教育が取り入れられている教育領域、公共放送において地域言語の使用が認められている放送メディア領域、この二領域に限っては単一公用語主義を一定程度緩和する法制化がなされている。しかし、公教育においては公用語教育と同等の時間数の地域言語教育を行うことは不可能であり、もしそれを希望するのであれば一切の国庫補助を受け取らない「民間団体設立の私立学校」でのみ可能であること、さらに放送メディア領域においても単に地域言語の放送を行うことが可能となっただけにすぎず、放送局自体に視聴率等との関係から利益をもたらすことがないと判断されれば地域言語放送の枠の縮小が考えられることなど、地域言語使用に対する一定の制約があるのは否定できない。この意味で完全に地域言語が公用語と同等の地位にあるのではなく、「公用語>地域言語」という図式は揺るぎないものであることは確かであろう。それでもなお公的領域と不可分の関係にあるこの二領域において地域言語の使用を認める法制度が存在している事実に鑑みると、トゥボン法一部違憲判決、欧州地域少数言語憲章違憲判決の際にも用いられた言語の公私二分論の論理は、単一公用語主義と必然的に結合しないものと言えるであろう。そこでこうした地域言語使用が認められる「半ば公的領域」が存在することを認めたいと、従来の公私二分論とは異なった新たな公私二分論からフランスの単一公用語主義を明らかにすることが必要となる。この詳細な分析は本稿の第6章および第7章で行う。次章では、2008年の憲法改正によって新設挿入された地域言語条項の法的性質について分析する。なぜなら同条項は、本章で明らかにした地域言語の使用を認める「半ば公的領域」の存在を憲法上明確にしたものだからである。この条項の法的性質を明らかにすることを試み

て、憲法原理の理念と地域言語の憲法保障の両立可能性を探る。

- 1) アンリ・ジオルダン (編)、原聖 (訳)『虐げられた言語の復権 フランスにおける少数言語の教育運動』(批評社、1987年) 参照。以下の各地域の言語運動の主な叙述はこれに拠る。
- 2) Jean-Dominique Robin, « Brezhoneg, ur yezh evit an dazont. Le breton, un outil pour construire l'avenir », in Christos Claris, Denis Costauoc et Jean-Baptiste Coyos (coordinateurs), *Langues et cultures régionales de France, État des lieux, enseignement, politiques*, L'Harmattan, 1999, p.217.
- 3) *Ibid.*, pp.217-218.
- 4) *Ibid.*, p.219.
- 5) 公教育と同様に、「無償、非宗教、平等」を原則として、すべての授業を生徒が普段使用していない言語、すなわちブルトン語のみで行うイマージョン教育を行う私立学校がディワン学校である。長井明日香「フランス地域語教育政策の両義性 ～ディワン学校公教育組み入れ問題より」『青山国際コミュニケーション研究』第6号 (2002年) 29-45頁参照。
- 6) スペインのバスク州ビルバオには、現在でもバスク人もしくはバスクにゆかりのある選手のみでチームを構成することを「特徴 (peculiarity)」とするアスレティック・ビルバオ (Athletic Club) というサッカーチームがあるほど、バスク独自の文化が根付いている。  
出典：<http://www.athletic-club.net/web/main.asp?a=2&b=3&c=7&d=0&idi=2> (2013.9.20閲覧)
- 7) Jean-Baptiste Coyos, « Écart entre connaissance et usage d'une langue minoritaire : essai de typologie des facteurs. Le cas de la langue basque », in Patrick Sauzet et François Pic (direction), *Politique linguistique et enseignement des « Langues de France »*, L'harmattan, 2009, p.103.
- 8) アンリ・ジオルダン、前掲 (注1) 181頁。
- 9) サヴェアリ通達については、本稿第1章でも言及した。
- 10) 村上直樹「フランス・オクシタニーにおける『低開発』化の展開」宮島喬、梶田孝道 (編)『現代ヨーロッパの地域と国家 変容する〈中心—周辺〉問題への視角』(有信堂、1988年) 95頁。
- 11) アンリ・ジオルダン、前掲 (注1) 141-142頁。
- 12) A.トゥレーヌ、F.デュベ、Z.エゲデュ、M.ヴィヴエヴィオルカ (共著)、宮島喬 (訳)『現代国家と地域闘争 フランスとオクシタニー』(神泉社、1984年) 43頁。
- 13) オクシタン語における言語運動の叙述はA.トゥレーヌ他、前掲 (注12) 41-104頁に拠る。
- 14) A.トゥレーヌ他、前掲 (注12) 44頁参照。
- 15) この「反地域主義」とは、中央国家の仲介者たる地域ブルジョワ階級を糾弾し、アウタルキー的な民族社会主義を目的としているため、オクシタンの自治権獲得闘争に反対するものではなかった。A.トゥレーヌ他、前掲 (注12) 46-49頁参照。
- 16) A.トゥレーヌ他、前掲 (注12) 48頁。
- 17) コルシカにおける言語運動の叙述は、長谷川秀樹『コルシカの形成と変容 共和主義フランスから多元主義ヨーロッパへ』(三元社、2002年) 19-39頁に拠る。
- 18) 長谷川秀樹、前掲 (注17) 24-25頁。

- 19) 長谷川秀樹、前掲 (注17) 25頁。
- 20) Décret n°74-33 du 16 janvier 1974 relatif à l'enseignement des langues et dialects locaux, *J.O.* du 18 janvier 1974, p.694.
- 21) Loi n°82-214 du 2 mars 1982 portant statut particulier de la région de Corse : organisation administrative, *J.O.* du 3 mars 1982, p.748 et s.
- 22) Loi n°82-659 du 30 juillet 1982 portant statut particulier de la région de Corse : compétences, *J.O.* du 31 juillet 1982, p.2459 et s.
- 23) アルザスにおける言語運動の叙述はウージェーヌ・フィリップス (著)、宇京\_三 (訳)『アルザスの言語戦争』(白水社、1994年) 96-194頁に拠る。
- 24) ドーテの有名な著作『最後の授業』では、フランス人のアメル先生がアルザスの教え子たちに、「たとえ民族が奴隷の身にされようとも、自分の国のことばを守ってさえいれば、牢屋のカギを握っているようなものです。」と述べ、これがフランス語の最後の授業だと語る場面がある。これは1872年3月31日に、ドイツ帝国領土ではドイツ語を使用することを要求する帝国法が可決されたためである。これによって、アルザスのドイツ語系市町村ではこの帝国法に従ってドイツ語以外の使用が禁じられた。しかしドイツ行政は、アルザスのフランス語系市町村では、行政言語として、ドイツ語以外にフランス語の使用を例外的に認めた。またドイツ文部当局も、アルザスのフランス語系市町村の学校で、フランス語教育が行われることを例外的に認めた。ただし、フランス語系市町村の学校で行われたフランス語教育は、生徒がフランス語を話したり、書いたりできるようにする実際的な訓練だけであり、フランス文化やフランス的価値観が教えられることは決してなかった。ウージェーヌ・フィリップス、前掲 (注23) 96-126頁参照。
- 25) フランス人は、アルザス人がフランス文化の世界と一体となることを喜ぶと考え、アルザス人の「アルザス性」を認めず、便宜上、法律や行政上の公文書等は仏独二言語で作成したものの、アルザス人官吏がフランス語を学ぶことを義務とした。また学校教育においてもフランス文部当局は、ドイツ語に対してフランス語が優位することを確認し、唯一の教育言語としてフランス語の授業を課し、ドイツ語を「外国語」として教育することを決定した。ウージェーヌ・フィリップス、前掲 (注23) 127-165頁参照。
- 26) ウージェーヌ・フィリップス、前掲 (注23) 166頁。
- 27) ウージェーヌ・フィリップス、前掲 (注23) 191頁。
- 28) アンリ・ジオルダン、前掲 (注1) 72頁。
- 29) アンリ・ジオルダン、前掲 (注1) 73頁。
- 30) フランク語における言語運動の叙述は、アンリ・ジオルダン、前掲 (注1) 92-108頁に拠る。
- 31) フラマン語における言語運動の叙述は、アンリ・ジオルダン、前掲 (注1) 109-123頁に拠る。
- 32) Loi n°89-486 du 10 juillet 1989 d'orientation sur l'éducation, *J.O.* du 14 juillet 1989, p.8860 et s.
- 33) ただし、初等教育における外国語教育とは大半が英語教育であって、地域言語教育は念頭に置かれていない。中等教育での言語教育は、中等教育課程修了までに生徒は少なくとも二つの外国語を習得するように期待されるようにカリキュラムが組まれる。そのため、Sixième (コレージュ1年目) のはじめに生徒は、ドイツ語・英語・アラビア語・中国語・スペイン語・現代ヘブライ語・イタリア語・日本語・オランダ語・ポ

ーランド語・ポルトガル語・ロシア語の12言語の中から一言語を選択してそれらの言語教育を受講する。Quatrième (コレージュ3年目) から生徒は、第2外国語あるいは地域語を学ばなければならない。バスク語・ブルトン語・コルシカ語・ガロ語・メラネシア諸語・アルザスやモゼール地方の諸言語・オクシタン語・タヒチ語・トルコ語がその際の追加言語選択である。また、高等教育では、欧州評議会が個人の能力や一人一人に異なる学習課程に基づく個人別学習プランを検討し、提案しているため、学習方法等は学習者に委ねられる。

ジャン=クロード・シュヴァリエ、西山教行(訳)「フランス・ヨーロッパ・多言語主義」『新潟大学言語文化研究』8号(2002年)198-199頁。

- 34) Loi n°2005-380 du 23 avril 2005 d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école, *J.O.* du 24 avril 2005, p.7166 et s.
- 35) 五十嵐正夫「フランスの教育制度の調査」『教育制度研究紀要(日本大学)』(2006年)103-112頁参照。
- 36) 出典：<http://www.education.gouv.fr/cid38/presentation-des-programmes-a-l-ecole-elementaire.html> (2013.9.20閲覧)
- 37) 出典：<http://www.education.gouv.fr/cid80/les-horaires-par-cycle-au-college.html> (2013.9.20閲覧)
- 38) 「発見の過程」とは、2002年1月14日付省令による学習指導要領改訂で導入された2科目横断型の授業形式のことである。その狙いは「相当数の中学生が見失いがちな知識の全体的なまとまりをコレージュにおける教育に与えること」であり、日本の「総合的な学習の時間」に似た発想である。なお発見の過程はコレージュ2・3年生の際に行われる授業形式である。  
古石篤子「フランスの初等・中等教育における外国語教育政策—学習指導要領と関連法に見る変遷—」『慶應義塾外国語教育研究』第3号(2006年)10頁参照。
- 39) 出典：<http://eduscol.education.fr/pid25563/lycee-et-formation-professionnelle.html> (2013.9.20閲覧)
- 40) Loi n°59-1557 du 31 décembre 1959 sur la rapports entre l'État et les établissements d'enseignement privés, *J.O.* du 3 janvier 1960, pp.66-67.
- 41) 1882年3月28日法律および1886年10月30日法律については、本稿第1章(注44)でも言及した。
- 42) Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat, *J.O.* du 11 décembre 1905 p.7205 et s. なお条文の邦訳は、中村睦男「フランス一九五九年私学助成法の制定」『北大法学論集』第31巻第3・4合併号下巻(1981年)1643頁から引用している。
- 43) 中村睦男、前掲(注42)1643-1680頁参照。フランスの私立学校制度の沿革に関する叙述はこれに拠る。
- 44) Décision n°2001-456 DC du 27 décembre 2001, *J.O.* du 29 décembre 2001, p.21159 et s. 同判決の論点は多岐にわたるが、憲法院は、そのうちフランスの言語政策に関わるものとして、イマージョン教育を採用する私立学校を運営するディワン会の公教育への編入を前提として、そこで働く教職員に対して公務員と同等の取扱いとする旨を規定していた2002年予算法律134条を問題とした。そして憲法院は、同法134条を「施設の公教育への編入原則を目的として有さず、結果としても導き得ないものである」と判示し、それを合憲であるとした。すなわち憲法院は、同法134条が公教育で地域言語を主要言語として教えることを直接的な目的としないと解釈したうえで、それはディワン会の



- ような私立学校の教職員の待遇を公務員と同等にするだけの意味を有するにすぎず、イマージョン教育を採用するディワン会の公教育の編入自体を認めたものではないことを明確にしたのである。しかし同時に憲法院は、フランスの遺産として地域言語保護の必要性を否定したものではない、とも判示していることには留意しておくべきである。小原清信「2002年予算法律（地域後教育学校の公教育への編入条項）の憲法適合性」フランス憲法判例研究会編（辻村みよ子編集代表）『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013年）144-147頁参照。
- 45) 本稿における放送分野での単一公用語主義の緩和の叙述は、高山直也「フランスのテレビ放送と多元主義の原則」『外国の立法』No.236（2008年）173-185頁を参照し、これに拠る。
- 46) Christos Claris, Denis Costeau, Jean-Baptiste Coyos et Béatrice Jeannot-Fourcaud (Éditeurs), *Langues et cultures régionales de France, Dix ans après Cadre légal, politiques, médias*, L'Harmattan, 2011, p.173.
- 47) Loi n°72-553 du 3 juillet 1972 portant statut de la radiodiffusion télévision française, *J.O.* du 4 juillet 1972, p.6851 et s.
- 48) Loi n°81-994 du 9 novembre 1981 portant dérogation au monopole d'Etat de la radiodiffusion, *J.O.* du 10 novembre 1981, p.1859 et s.
- 49) Loi n°82-652 du 29 juillet 1982 sur la communication audiovisuelle. *J.O.* du 30 juillet 1982, p.2431 et s.
- 50) Loi n°86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. *J.O.* du 1 octobre 1986, p.11755 et s.
- 51) Loi n°89-25 du 17 janvier 1989 modifiant la loi 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication, *J.O.* du 18 janvier 1989, p.728 et s.
- 52) フランス・トロワ (France 3) は、ラジオとテレビの地方センターの運営と開発の責任を負っているなど、他の国有番組会社と異なった性質を持って、1972年にフランス・レジオン・トロワ (France Régions 3) として開設された第3チャンネル放送局である。開設当初はフランス・レジオン・トロワという名称であったが、1992年にフランス・トロワと改名されている。友安弘『フランスの政治ジャーナリズムと視聴覚メディア —多元主義と平等主義とに関する法制度論的分析—』（風間書房、1994年）35・255頁参照。
- 53) 地域言語を用いたラジオ・テレビ放送は、その開始時期が不明であり、1972年放送法が制定され、フランス・レジオン・トロワ（現在のフランス・トロワ）が開設されたのと同時に行われたかどうかはまで明らかにできない。しかし1970年代以降、ラジオやテレビでも地域言語の放送が開始されていることは確かである。柴田三千雄、横山紘一、福井憲彦（編）『世界歴史大系 フランス史3 —19世紀なかば～現在—』（山川出版社、1995年）442-445頁参照。
- 54) 友安弘、前掲（注52）50-52頁参照。
- 55) 出典：[http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=08f5075d5d139da15b9c3b00da050cc3&3c05d1d8bdc79006bc8803f4dc9437a2\\_container\\_mode=item&3c05d1d8bdc79006bc8803f4dc9437a2\\_container\\_id=41661](http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=08f5075d5d139da15b9c3b00da050cc3&3c05d1d8bdc79006bc8803f4dc9437a2_container_mode=item&3c05d1d8bdc79006bc8803f4dc9437a2_container_id=41661)（2012.9.11閲覧）
- 56) 出典：[http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=a3be0249e12691962c5865b4ce3743a1&cf3b12fd6d499656d20471be7cbd9663\\_container\\_mode=item&cf3b12fd6d499656d20471be7cbd9663\\_container\\_id=98125&cf3b12fd6d499656d20471be7cbd9663\\_container\\_tid=1516](http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=a3be0249e12691962c5865b4ce3743a1&cf3b12fd6d499656d20471be7cbd9663_container_mode=item&cf3b12fd6d499656d20471be7cbd9663_container_id=98125&cf3b12fd6d499656d20471be7cbd9663_container_tid=1516)

00 (2012.9.11 閲覽)

- 57) 出典：[http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=25d5bd95836d9f35f8f3e8c2fa0682a6&13b06d0703c5048624b5067a7077a37b\\_article\\_id=697389](http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=25d5bd95836d9f35f8f3e8c2fa0682a6&13b06d0703c5048624b5067a7077a37b_article_id=697389) (2012.9.11 閲覽)
- 58) 出典：<http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=98e959a132d93c17904ca199cb8c5555> (2012.9.11 閲覽)
- 59) 出典：[http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=e8ee6dd7c3e76dcec9835a8a82cc738d&3080e42873fa4abe1742aefcd81f72ec\\_container\\_mode=item&3080e42873fa4abe1742aefcd81f72ec\\_container\\_id=117942&3080e42873fa4abe1742aefcd81f72ec\\_container\\_tid=188298](http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=e8ee6dd7c3e76dcec9835a8a82cc738d&3080e42873fa4abe1742aefcd81f72ec_container_mode=item&3080e42873fa4abe1742aefcd81f72ec_container_id=117942&3080e42873fa4abe1742aefcd81f72ec_container_tid=188298) (2012.9.11 閲覽)
- 60) 出典：<http://sites.radiofrance.fr/chaines/france-bleu/?nr=c451fcb00c158aa127c755c696064103> (2012.9.11 閲覽)
- 61) 以下で叙述するフランスのテレビ放送における地域言語放送の詳細は、Nicole Gendry, « Le conseil supérieur de l'audiovisuel et les langues régionales », in Christos Claris, Denis Costaoeuc, Jean-Baptiste Coyos et Béatrice Jeannot-Fourcaud (Éditeurs), *op.cit.*, 2011, pp.175-186 に拠る。
- 62) *Ibid.*, p.181
- 63) *Ibid.*, p.182
- 64) 本稿第3章参照。
- 65) 本稿第3章参照。

(たかはし・もとき＝本学大学院法学研究科博士課程後期終了，博士（法学）)